

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月27日
【事業年度】	第168期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)
【会社名】	株式会社日清製粉グループ本社
【英訳名】	NISSHIN SEIFUN GROUP INC.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大枝 宏之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地
【電話番号】	東京(03)5282-6610
【事務連絡者氏名】	常務取締役 経理・財務本部長 経理・財務本部経理部長 中川 雅夫
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地
【電話番号】	東京(03)5282-6610
【事務連絡者氏名】	常務取締役 経理・財務本部長 経理・財務本部経理部長 中川 雅夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第164期 平成20年3月	第165期 平成21年3月	第166期 平成22年3月	第167期 平成23年3月	第168期 平成24年3月
売上高 (百万円)	431,858	466,671	443,728	424,156	441,963
経常利益 (百万円)	22,180	24,618	29,327	27,839	26,132
当期純利益 (百万円)	11,147	13,852	16,839	14,187	13,326
包括利益 (百万円)	-	-	-	12,503	17,962
純資産額 (百万円)	289,839	286,094	303,226	285,249	298,798
総資産額 (百万円)	381,795	370,879	396,317	389,418	431,956
1株当たり純資産額 (円)	1,043.53	1,034.49	1,097.72	1,121.98	1,172.72
1株当たり当期純利益 (円)	44.30	55.75	67.77	57.09	53.63
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	44.29	55.74	67.76	57.09	-
自己資本比率 (%)	67.9	69.3	68.8	71.6	67.5
自己資本利益率 (%)	4.2	5.4	6.4	5.1	4.7
株価収益率 (倍)	24.02	18.89	17.81	16.80	18.66
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	26,498	20,072	47,484	34,856	26,078
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	21,934	10,235	52,393	16,067	15,244
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	14,423	6,675	5,684	6,373	6,134
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	38,850	40,339	29,975	42,087	46,387
従業員数 [外、平均臨時 雇業者数] (名)	5,166 [1,870]	5,200 [1,774]	5,283 [1,768]	5,452 [1,825]	5,582 [1,893]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 第167期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。なお、これによる影響はありません。
- 第168期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第164期 平成20年3月	第165期 平成21年3月	第166期 平成22年3月	第167期 平成23年3月	第168期 平成24年3月
売上高 (百万円)	18,644	19,006	24,437	25,034	22,886
経常利益 (百万円)	8,979	8,447	12,028	13,164	11,739
当期純利益 (百万円)	10,144	8,916	13,104	12,864	13,604
資本金 (百万円)	17,117	17,117	17,117	17,117	17,117
発行済株式総数 (千株)	251,535	251,535	251,535	251,535	251,535
純資産額 (百万円)	206,686	203,983	214,563	221,159	233,342
総資産額 (百万円)	224,043	217,275	232,592	237,180	255,029
1株当たり純資産額 (円)	831.93	820.58	862.95	889.22	938.09
1株当たり配当額 (円)	18.00	18.00	22.00	20.00	20.00
(内、1株当たり 中間配当額) (円)	(9.00)	(9.00)	(10.00)	(10.00)	(10.00)
1株当たり当期純利益 (円)	40.30	35.88	52.72	51.75	54.74
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	40.29	35.87	52.71	51.75	-
自己資本比率 (%)	92.2	93.9	92.2	93.2	91.4
自己資本利益率 (%)	4.8	4.3	6.3	5.9	6.0
株価収益率 (倍)	26.40	29.35	22.89	18.53	18.29
配当性向 (%)	44.7	50.2	41.7	38.6	36.5
従業員数 [外、平均臨時 雇用者数] (名)	241 [11]	256 [12]	262 [15]	276 [16]	298 [20]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 提出会社の第166期の1株当たり配当額22円は、創業110周年記念配当2円を含んでおります。

3 第167期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。なお、これによる影響はありません。

4 第168期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【沿革】

当社の前身は、明治33年小麦粉の製造及び販売を主な事業目的として創立された館林製粉株式会社で、明治41年日清製粉株式会社を合併し、社名を日清製粉株式会社と改めました。

その後、多くの工場の新設、買収又は合併を行って経営規模を拡大し順調な発展を続けました。戦後は工場設備の充実合理化を進めるとともに事業の多角化にも取り組み、加工食品、配合飼料、ペットフード、医薬品、エンジニアリングなどの事業を加えた企業グループを形成してまいりました。

平成13年7月には「製粉」「食品」「配合飼料」「ペットフード」「医薬」の各事業を分社し、各事業会社の株式を100%保有する持株会社(株式会社日清製粉グループ本社)となり、新しいグループ体制に移行しました。

年月	事項
明治33年10月	群馬県館林町(現 館林市)に「館林製粉株式会社」創立。
明治41年2月	「日清製粉株式会社」を合併し、社名を「日清製粉株式会社」に改める。
大正15年2月	鶴見工場完成。
昭和9年	日本篩絹株式会社(株式会社NBCメッシュテックの前身)を設立。
昭和24年	第2次大戦で罹災した工場の復旧、増設をほぼ完了。
昭和24年5月	東京証券取引所に株式を上場。
昭和36年2月	直系会社「日清飼料株式会社」より配合飼料の製造、研究部門を譲受け。
昭和38年9月	埼玉県大井町(現 ふじみ野市)に「中央研究所」完成、本社や大阪の研究所を集結。
昭和40年7月	日清長野化学株式会社の全株式を取得し、同社の社名を「日清化学株式会社」に改める。
昭和40年10月	直系会社「日清フーズ株式会社」よりプレミックス類の製造、研究部門を譲受け。
昭和41年12月	米国のDCA食品会社との共同出資により「日清ディー・シー・エー食品株式会社」(日清テクノミック株式会社に商号変更)を設立。
昭和43年2月	名古屋工場内に食品工場完成。
昭和45年10月	「日清ペット・フード株式会社」を設立。
昭和47年4月	「日清エンジニアリング株式会社」を設立。
昭和53年4月	「フレッシュ・フード・サービス株式会社」を設立。
昭和62年10月	「日清フーズ株式会社」、「日清化学株式会社」を吸収合併。
昭和63年3月	タイ国において合弁会社「タイ日清製粉株式会社」を設立。平成元年1月より操業開始。
平成元年9月	カナダの製粉会社「ロジャーズ・フーズ株式会社」を買収。
平成元年10月	中央研究所第二研究所を栃木県西那須野町(現 那須塩原市)に移転し、那須研究所と改称。
平成2年9月	千葉製粉工場Dミル増設。
平成3年8月	タイ国において合弁会社「日清STC製粉株式会社」を設立。平成5年3月より操業開始。
平成6年9月	東灘製粉工場Cミル増設。
平成8年4月	杏林製薬株式会社との合弁会社「日清キョーリン製薬株式会社」の運営開始(平成20年10月に合弁パートナーである杏林製薬株式会社と合併)。
平成8年10月	米国において「メダリオン・フーズ・インク」を設立。
平成9年10月	新たに設立した「日清フーズ株式会社」に冷凍食品事業を移管。
平成10年3月	本店を東京都千代田区に移転。
平成11年4月	「日清テクノミック株式会社」を吸収合併。
平成11年10月	「株式会社三幸」に経営参加。
平成13年7月	全事業を分社し、持株会社「株式会社日清製粉グループ本社」と事業会社「日清製粉株式会社」「日清フーズ株式会社」「日清飼料株式会社」「日清ペットフード株式会社」「日清ファルマ株式会社」の新しい体制に移行。
平成14年4月	中国において「青島日清製粉食品有限公司」を設立。
平成14年10月	「日清製粉株式会社」鶴見工場Gミル増設。
平成15年4月	「オリエンタル酵母工業株式会社」の株式を追加取得し連結子会社化。
平成15年10月	「日清飼料株式会社」と「丸紅飼料株式会社」との経営統合による「日清丸紅飼料株式会社」(持分法適用関連会社)の運営開始。
平成16年3月	「イニシオフーズ株式会社」を設立。
平成16年12月	「ロジャーズ・フーズ株式会社」はカナダのチリワック市に新製粉工場を竣工。

年月	事項
平成17年7月	中国において「新日清製粉食品(青島)有限公司」を設立。平成19年4月より工場本格稼働。 「イニシオフーズ株式会社」が「株式会社三幸」を吸収合併。 中国において株式会社ニチレイとの合併会社「錦築(煙台)食品研究開発有限公司」を設立。平成18年10月から運営開始。
平成17年10月	
平成17年11月	
平成19年6月	「新日清製粉食品(青島)有限公司」が「青島日清製粉食品有限公司」を吸収合併。 タイ国において「タイ日清テクノミック株式会社バンコクR&Dセンター(商品開発センター)」を開設。
平成20年1月	
平成20年2月	中国において「東酵(上海)商貿有限公司」(日清製粉東酵(上海)商貿有限公司に商号変更)を設立。同社を拠点に、平成21年4月より「株式会社日清製粉グループ本社」、「オリエンタル酵母工業株式会社」、「日清製粉株式会社」、「日清フーズ株式会社」のグループ4社共同で、ベーカリー顧客向け事業開始。
平成20年9月	「日清製粉株式会社」東灘工場D・Eミル増設。 「日清フーズ株式会社」館林工場プレミックスライン増設。
平成21年7月	
平成22年12月	連結子会社「オリエンタル酵母工業株式会社」及び「株式会社NBCメッシュテック」に対し、公開買付け等を実施し、100%子会社化。
平成23年5月	「阪神サイロ株式会社」の株式を追加取得し連結子会社化。 中国においてユーロジャーム社との合併会社「欧諾嘉(上海)商貿有限公司」(持分法適用関連会社)を設立。
平成23年6月	
平成24年1月	インドにおいて「Oriental Yeast India Pvt.Ltd.」を設立。
平成24年3月	米国の製粉会社「Miller Milling Company,LLC」を買収。

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び子会社50社、関連会社16社によって構成され、その主な事業内容と、各関係会社等の当社グループの事業に係わる位置付け、及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、事業内容の区分は「第5経理の状況 1 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) 製粉事業

日清製粉㈱(連結子会社)は小麦粉及びふすま(副製品)を製造し、特約店を通じて販売しております。フレッシュ・フード・サービス㈱(連結子会社)は、主として冷凍食品及びその原材料の販売と小麦粉関連の商材を用いた飲食店経営を行っており、日清製粉㈱から関連商材及び一部小麦粉を仕入れております。ヤマジョウ商事㈱(連結子会社)及び石川㈱(持分法適用会社)は日清製粉㈱の特約店であります。なお、石川㈱は日清製粉㈱に包装資材の販売も行っております。

また、アメリカのMiller Milling Company, LLC(連結子会社)、カナダのロジャーズ・フーズ㈱(連結子会社)及びタイの日清S T C製粉㈱(連結子会社)は、小麦粉の製造を行い、北米及びアジアにて販売を行っております。フォーリーブズ㈱(持分法適用会社)はシンガポールを中心にベーカリーの経営を行っております。なお、Miller Milling Company, LLCは、平成24年3月に新たに持分を取得したことにより、当社の連結子会社となっております。

(2) 食品事業

日清フーズ㈱(連結子会社)はプレミックス等を製造・販売し、日清製粉㈱から仕入れる家庭用小麦粉、外部の取引先から仕入れる冷凍食品等の加工食品を販売しております。マ・マーマカロニ㈱(連結子会社)は日清製粉㈱が製造する小麦粉を主原料として、パスタを製造し、日清フーズ㈱が販売しております。イニシオフーズ㈱(連結子会社)は惣菜・冷凍食品の製造・販売及びデパート等の直営店舗の経営を行っております。大山ハム㈱(連結子会社)は食肉加工品の製造・販売を行っております。

アメリカのメダリオン・フーズ・インク(連結子会社)はパスタ、タイのタイ日清製粉㈱(連結子会社)はパスタソース・冷凍食品の製造を行い、主として日清フーズ㈱が輸入・販売をしております。タイのタイ日清テクノミック㈱(連結子会社)はプレミックスの製造を行い、東南アジアにて販売しております。中国の新日清製粉食品(青島)有限公司(連結子会社)はプレミックスの製造を行い、中国にて販売しております。中国の日清製粉東酵(上海)商貿有限公司(連結子会社)はベーカリーミックス、製パン改良剤等のベーカリー顧客向け商材を中国にて販売しております。

オリエンタル酵母工業㈱(連結子会社)は製菓・製パン用資材、生化学製品等の製造・販売及びライフサイエンス事業を行っております。

日清ファルマ㈱(連結子会社)は健康食品・医薬品等を製造・販売しております。

(3) その他事業

日清ペットフード㈱(連結子会社)はペットフードを製造・販売しております。

日清エンジニアリング㈱(連結子会社)は穀類・食品・化学製品等の生産加工設備の設計・工事の請負・監理、粉体機器の製作・販売及び粉体加工事業を行っており、一部当社グループの工事の請負等をしております。

㈱N B Cメッシュテック(連結子会社)はメッシュクロス及び成形フィルターの製造・販売を行っております。

日清丸紅飼料㈱(持分法適用会社)は配合飼料を製造・販売しております。

日本ロジテム㈱(持分法適用会社)は貨物自動車運送事業・倉庫業等を営んでおり、一部当社グループ製品の輸送・保管を行っております。日清サイロ㈱(連結子会社)、阪神サイロ㈱(連結子会社)及び千葉共同サイロ㈱(持分法適用会社)は穀物の荷役保管業務を行っております。信和開発㈱(連結子会社)はスポーツ施設の経営をしております。

以上の当社グループの状況について、事業系統図を示すと次のとおりであります。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容	
					役員の兼任等	その他
(連結子会社) 日清製粉(株)	東京都千代田区	14,875	小麦粉、プレミックス の製造・販売	100.0	兼任 5人 出向 2人 転籍 7人	運転資金の一部貸付 当社が事業用地、建物及 び事務所を賃貸
Miller Milling Company, LLC	アメリカ ミ ネソタ州	86	小麦粉の製造・販売	100.0 (100.0)	兼任 1人 出向 1人	なし
日清フーズ(株)	東京都千代田区	5,000	パスタ類、家庭用小麦 粉、冷凍食品等の販売、 プレミックスの製造・ 販売	100.0	兼任 6人 出向 3人 転籍 3人	当社が事業用地、事務所 を賃貸
マ・マーマカロニ(株)	栃木県宇都宮市	350	パスタの製造・販売	68.1 (53.1)	兼任 2人 出向 1人	なし
イニシオフーズ(株)	東京都千代田区	487	惣菜・冷凍食品の製造 ・販売、デパート等の 直営店舗の経営	100.0 (63.0)	兼任 4人 出向 3人	運転資金の一部貸付 当社が事務所を賃貸
オリエンタル酵母工業(株)	東京都板橋区	2,617	製菓・製パン用資材、 生化学製品等の製造・ 販売及びライフサイエ ンス事業	100.0	兼任 1人 出向 1人 転籍 4人	なし
日清ファルマ(株)	東京都千代田区	2,689	健康食品・医薬品等の 製造・販売	100.0	兼任 3人 出向 3人 転籍 2人	運転資金の一部貸付 当社が事務所を賃貸
日清ペットフード(株)	東京都千代田区	1,315	ペットフードの製造・ 販売	100.0	兼任 4人 出向 2人 転籍 2人	当社が建物、事務所を 賃貸
日清エンジニアリング(株)	東京都中央区	107	食品生産設備等の設計 ・工事請負・監理及び 粉体機器の販売	100.0	兼任 3人 出向 1人 転籍 5人	当社が事務所を賃貸
(株)NBCメッシュテック	東京都日野市	1,992	メッシュクロス、成形 フィルターの製造・販 売	100.0	兼任 2人 転籍 3人	なし
その他35社 (持分法適用会社)						
日清丸紅飼料(株)	東京都中央区	5,500	配合飼料の製造・販売	40.0	兼任 2人 出向 1人 転籍 3人	当社が事業用地、建物を 賃貸
日本ロジテム(株)	東京都品川区	3,145	貨物自動車運送事業・ 倉庫業等	25.6 (20.5)	出向 1人	なし
その他7社						

(注) 1 Miller Milling Company, LLCは、平成24年3月に新たに持分を取得したことにより、当社の連結子会社となっており、

2 日清製粉(株)、日清フーズ(株)、オリエンタル酵母工業(株)、日清ファルマ(株)、(株)NBCメッシュテック、日清STC製粉(株)及びP.T.NBCインドネシアは特定子会社であります。なお、日清STC製粉(株)及びP.T.NBCインドネシアは、(連結子会社)その他に含まれております。

3 日本ロジテム(株)は、有価証券報告書を提出しております。

4 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

5 売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)が連結売上高の10%を超える連結子会社の「主要な損益情報等」は次のとおりであります。なお、売上高が連結売上高の10%を超える、日清製粉(株)については、セグメント情報の製粉セグメントの売上高に占める同社の売上高(セグメント間の内部売上高又は振替高を含む)の割合が90%を超えているため、記載を省略しております。

会社名	売上高 (百万円)	経常利益 (百万円)	当期純利益 (百万円)	純資産額 (百万円)	総資産額 (百万円)
日清フーズ(株)	123,484	5,784	2,661	26,035	51,215
オリエンタル酵母工業(株)	60,080	2,308	1,390	22,820	43,622

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成24年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(名)
製粉	1,326 [60]
食品	3,185 [1,556]
その他	698 [222]
全社(共通)	373 [55]
合計	5,582 [1,893]

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

(平成24年3月31日現在)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
298 [20]	42.2	17.8	8,962,032

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3 提出会社従業員は、全て「全社(共通)」に属しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、日清製粉労働組合等が組織されております。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当期につきましては、東日本大震災後の復旧・復興需要により日本経済に回復の兆しがみられたものの、震災の甚大な被害の影響、デフレ環境の継続に加え、欧州債務危機等を背景とした国内景気の減速懸念により、個人消費が低迷するなど厳しい市場環境が継続いたしました。当社は主要食糧である小麦粉及び各種製品の安定供給に最大限の努力を払うとともに、お客様との更なる関係強化を図り販売促進に努めました。また、各事業において、引き続き生産・物流などあらゆる方面でコスト削減に取り組みました。そのような中、輸入小麦の政府売渡価格が昨年4月に5銘柄平均で18%、さらに10月に同2%引き上げられたことを受け、製品価格改定を実施いたしました。

この結果、当期の業績は、売上高は輸入小麦の政府売渡価格引き上げに伴う製品価格改定等の影響もあり、4,419億63百万円（前期比104.2%）と増収となりました。利益面では、コスト削減効果はあったものの、製粉事業におけるふすま価格の低迷及び小麦粉販売環境の悪化の影響等により、営業利益は231億13百万円（前期比91.2%）、経常利益は261億32百万円（前期比93.9%）、当期純利益は133億26百万円（前期比93.9%）となりました。

また、当社は海外事業拡大を最重要事項として推進してまいりましたが、本年3月に、米国の製粉会社であるMiller Milling Company, LLCの全持分を取得し、米国の製粉市場に進出いたしました。

セグメント別の営業概況は次のとおりです。

製粉事業

製粉事業につきましては、低価格志向が継続するなどの厳しい市場環境下、特長のある新製品の投入や展示会や講習会を通じ市場開拓に努めるなど、販売促進活動を推進した結果、業務用小麦粉の出荷は前年を上回りました。また、輸入小麦の政府売渡価格が5銘柄平均で昨年4月に18%、更に10月に2%引き上げられたことを受け、それぞれ昨年6月と12月に業務用小麦粉の価格改定を実施いたしました。

生産・物流面では、引き続き生産性向上の取組みを推進するとともに、安全・安心な製品の供給に注力してまいりました。

副製品であるふすまにつきましては、価格は低調に推移しました。

海外事業につきましては、積極的な拡販施策に努めたことなどにより、出荷は前年を上回りました。

この結果、製粉事業の売上高は1,720億24百万円（前期比106.6%）、営業利益は80億円（前期比74.0%）となりました。

食品事業

加工食品事業につきましては、引き続き個人消費が低迷する厳しい環境下で、消費者の皆様の多様化するニーズにお応えするよう、家庭用新製品を発売するとともに、消費者キャンペーンや店頭での販売促進活動等に努めました。また、輸入小麦の政府売渡価格の引き上げを受けて、家庭用小麦粉等の価格改定を実施しました。中食・惣菜事業につきましては、売上げ拡大に向けた取組みを推進しました。海外事業につきましては、成長する中国、東南アジア市場を中心に事業拡大に努めております。これらの結果、売上げは前年を上回りました。

酵母・バイオ事業の酵母事業では、フラワーペースト、マヨネーズ等の出荷減を、イースト、バタークリーム等の出荷増でカバーし、売上げは前年を上回りました。バイオ事業は、免疫試薬等が堅調で売上げは前年を上回りました。また、市場が成長するインドにおいて、バイオビジネスの拡大及び食品ビジネスの市場開拓を推進するため、本年1月に現地法人を設立いたしました。

健康食品事業につきましては、通信販売用の新製品を発売するなど消費者向け製品の拡販に注力したものの、市場環境は引き続き厳しく、売上げは前年を下回りました。

この結果、食品事業の売上高は2,275億86百万円（前期比101.3%）、営業利益は118億65百万円（前期比100.1%）となりました。

その他事業

ペットフード事業につきましては、積極的に新製品の投入等拡販施策を推進しましたが、消費の低迷や店頭価格の下落等引き続き市場環境は厳しく、売上げは前年を下回りました。

エンジニアリング事業につきましては、主力のプラントエンジニアリングが堅調で売上げは前年を上回りました。また、昨年11月に受注の拡大と機器のラインナップの拡充等を実現し更なる事業の発展・成長を目指すため、ホソカワミクロン(株)と業務提携契約を締結いたしました。

メッシュクロス事業につきましては、太陽電池向けのステンレスメッシュクロス等が牽引したスクリーン印刷用資材、自動車部品向けの需要が回復した化成品及び産業用資材それぞれが堅調で、売上げは前年を上回りました。

この結果、その他事業の売上高は423億51百万円（前期比111.3%）、営業利益は33億5百万円（前期比138.4%）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前当期純利益243億61百万円、減価償却費136億36百万円等による資金増加が、法人税等の支払額や輸入小麦の政府売渡価格引き上げに伴う運転資金の増加等による資金減少を上回ったことにより、当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは260億78百万円の資金増加となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

3ヶ月を超える定期預金及び有価証券の運用による満期・償還が預入・取得を117億51百万円上回りましたが、Miller Milling Company, LLCの全持分の取得に105億78百万円、有形及び無形固定資産の取得に147億55百万円を支出したことにより、当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローは152億44百万円の資金減少となりました。

以上により、当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローから投資活動によるキャッシュ・フローを差し引いたフリー・キャッシュ・フローは、108億34百万円の資金増加となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

株主の皆様への利益還元といたしまして、配当に49億71百万円を支出したこと等により、当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは61億34百万円の資金減少となりました。

上記のとおり、当連結会計年度は営業活動による資金の増加を、Miller Milling Company, LLCの全持分の取得及び戦略的な設備投資に投入するとともに、株主の皆様への利益還元として配当を実施いたしました。これに、資金の運用効率向上のため3ヶ月を超える定期預金及び有価証券等で運用しております戦略投資等に対応する待機資金の満期・償還が預入・取得を上回ったことによる資金増加が加わり、当連結会計年度末の現金及び現金同等物残高は、前連結会計年度末比42億99百万円増加し、463億87百万円となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	前連結会計年度 (22.4.1～23.3.31)	当連結会計年度 (23.4.1～24.3.31)	増減率(%)
	金額(百万円)	金額(百万円)	
製粉	154,509	162,539	5.2
食品	118,161	120,758	2.2
その他	21,820	22,357	2.5
合計	294,491	305,655	3.8

- (注) 1 金額は、期間中の平均販売価格等により算出しており、セグメント間の取引については相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

重要な受注生産を行っておりませんので、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	前連結会計年度 (22.4.1～23.3.31)	当連結会計年度 (23.4.1～24.3.31)	増減率(%)
	金額(百万円)	金額(百万円)	
製粉	161,370	172,024	6.6
食品	224,725	227,586	1.3
その他	38,060	42,351	11.3
合計	424,156	441,963	4.2

- (注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。
2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (22.4.1～23.3.31)		当連結会計年度 (23.4.1～24.3.31)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
三菱商事(株)	58,916	13.9	60,372	13.7

- 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

主要な原材料価格及び販売価格の変動については「1 業績等の概要」に記載しております。

3【対処すべき課題】

当社グループは、製粉、加工食品をコア事業として基盤を更に強化し、中食・惣菜、酵母・バイオ、健康食品、ペットフード、エンジニアリング、メッシュクロス等の成長分野の事業を積極的に伸ばしていきます。

昨年3月11日に発生した東日本大震災の影響は長期にわたることが見込まれます。また、原子力発電所の運転停止に伴う全国的な電力不足や電気料金の引上げに対する適切な対応が必要です。そのような中、当社グループは、引き続き国民の主要食糧である小麦粉等の安定供給を確保し、各事業において安全な製品を供給するという使命を果たしてまいります。

(1) 各事業の経営戦略

製粉事業におきましては、国内における圧倒的な競争優位を更に確固たるものとしていくため、新製品の提案やマーケティング施策を強化し、シェアアップを実現してまいります。また、生産面では、本年5月に福岡市中央区の須崎埠頭において新工場の建設に着手いたしました。平成26年2月に同工場の稼働とともに鳥栖、筑後の両工場を閉鎖する等、生産体制の効率化や生産性の向上を進め、ローコストオペレーションを推進してまいります。

加工食品事業におきましては、当社の独自技術を活用した新製品の積極的な投入や業務用プレミックス等の成長分野における拡大を図るとともに、トップシェアを有するアイテムにつきましても、更なるシェア拡大に向け取組みを加速してまいります。

また、健康志向の高まりと高齢化の進展により、市場の成長が見込まれる健康・バイオ事業を、製粉、加工食品事業と並ぶコア事業として育て上げるべく注力いたします。特に当社グループのバイオ研究戦略につきましては、オリエンタル酵母工業(株)が中核となって様々な分野での成果の実現を目指します。健康食品事業の展開におきましては、科学的根拠を重視し、新素材の探究、新製品開発・上市、効果的な広告宣伝施策に注力して、消費者向け製品等の拡販を図ります。

また、ペットフード、エンジニアリング、メッシュクロス事業等その他事業につきましては、各業界において存在感のある事業群として成長を図ってまいります。

(2) 国際化戦略

更なる成長を求めるためのグローバルな展開につきましては、点から線、線から面への広がりスピードを速めてまいります。これまでグループ内に蓄積した技術・人材・資産等の経営資源を集中的に投じ、海外事業を当社グループの成長を牽引する柱に育てていきます。

既存ビジネスにおいては、タイで製粉事業を展開している日清S T C製粉(株)は順調な業績拡大により生産能力の不足が見込まれることから、本年、約2割の生産能力増強工事を実施し供給体制を強化し、引き続きタイ国内にとどまらず東南アジア周辺国への輸出拡大等販売伸長を図ってまいります。

一方、新規事業展開については、本年3月にその全持分を取得したMiller Milling Company, LLCは米国の東部及び西部の消費地に近い地域に2工場を擁する製粉会社で、本年、両工場の生産能力を増強し更なる出荷拡大を図ってまいります。また、酵母・バイオ事業では、本年1月に設立したインドの現地法人を拠点に、バイオビジネスの販売拡大とともに食品ビジネスの市場開拓を積極的に推進してまいります。

当社グループは、引き続き新規国際ビジネスの開拓に向け、製粉、食品等当社グループの強みを活かした領域で、他社とのアライアンスを含め投資実行への取組みを進めてまいります。

(3) 研究開発戦略、コスト戦略

当社グループは新製品開発とともに、新しい領域の基礎・基盤技術の創出に取り組んでおります。新製品開発につきましては、新規性、独自性があり、高い付加価値を持った次世代新製品を継続的に開発してまいります。また、研究面においては、重点研究領域を明確にし、事業戦略に即した研究テーマを設定する等、研究成果の実用化、事業化推進のため、効率化、スピード化を図ってまいります。このため、平成24年度につきましては、研究開発費を増額することとしております。

また、今後も大きな変動が想定される原・燃料相場に対応し、生産コスト、調達コストの低減を進めるとともに、変動するコストに適切に対応し利益確保ができる事業基盤を構築してまいります。

(4) 麦政策の改革に向けた取組み

昨年11月に政府は、T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加に向けて関係国との協議に入るとの表明をしました。T P P交渉については、今後の政府の対応やその内容も不明であります。当社グループの製粉、加工食品事業を始めとする小麦粉関連業界に大きな影響が及ぶことも予想されます。

一方、国内の麦政策におきましても、輸入小麦の政府売渡価格に相場連動制が導入されて以降、国際小麦相場等の変動に伴い政府売渡価格が改定され、当社グループは、これらを受けそれぞれ製品価格の改定を実施しております。当社グループは、今後想定される更なる制度変更等情勢の変化を見極めて、スピードを上げて構造改善や国際化戦略に取り組む等グローバル競争に耐え得る強固な体制構築に努力を重ねてまいります。

(5) 企業の社会的責任への取組み

これらの経営戦略を着実に推進する一方、当社グループは、従前より社会にとって真に必要な企業グループであり続けるべく、各ステークホルダーに対する基本姿勢、具体的活動の検討及び推進を目的に社会委員会を設置し、企業活動全般において企業の社会的責任（CSR）を果たしてきております。また、社会の一員として、東日本大震災被災地の復興支援を始め、社会的な要請に応えてまいります。当社グループは、コンプライアンスの徹底や、トレーサビリティの確保等品質保証体制の確立、環境保全活動の推進等のCSR活動を経営の最重要課題の一つと位置付け、グループ全社に徹底しております。

品質保証体制につきましては、当社グループは、高品質で安全な製品をお届けするための様々な取組みにおいて必要とされる経費投入を継続しております。また、当社は、消費者の皆様への意識や、社会の潮流などを的確に見極め、グループとして備えるべき事項や対策を適時、適切に指示する役割を担うCR室がグループ各社と連携し、消費者の皆様への対応の充実を図っております。

地球温暖化の防止に向けたCO₂排出量削減につきましては、「京都議定書目標達成計画」に沿い、平成2年度比で8.6%削減するとした自主目標を平成22年度及び平成23年度に達成いたしました。本年度以降のCO₂排出量につきましては、電力問題の影響を受け、新たな取組みが必要になると考えますが、状況を見極め、引き続き必要な施策を実行してまいります。

さらに、当社グループは広く社会貢献活動に取り組んでおり、本年秋を目途に当社発祥の地である群馬県館林市に“製粉ミュージアム”を開設いたします。同ミュージアムは世界的に見ても貴重な製粉（小麦・小麦粉）をテーマにした情報発信型・体験型の企業ミュージアムであり、同市において観光資源や教育資産として寄与してまいります。また、当社はWFP（国連世界食糧計画）活動を支援しております。

内部統制につきましては、金融商品取引法により求められる範囲を超え、当社グループ全体において広く内部統制システムの再構築を行い、専任組織によるモニタリングを実施するとともに引き続きその維持、改善に努めております。

当社はこのような企業の社会的責任への取組みを今後とも継続してその責任を果たしてまいります。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容の概要

当社は、「食」にかかわる企業として、安全安心な食を提供し続けていくことが当社グループの責務であるとともに企業価値の源泉であると考えております。企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるためには、製品の高い安全性と品質の保証、その安定的な供給が必要不可欠です。これらの理解に欠ける者が、当社株式を買い集め、短期的な経済的効率性のみを重視して生産コストや研究開発コストにつき過度の削減を行うなど中長期的視点からの継続的・計画的な経営方針に反する行為を行うことは、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることにつながります。また、これらに限らず株式の買付行為の中には、その態様によっては当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものも存在します。

こうしたことに対処するためには、当社株式の買収者が意図する経営方針や事業計画の内容、買収提案が当社株主や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に与える影響、食の安全を始めとした社会的責任に対する考え方等について、事前の十分な情報開示がなされ、かつ相応の検討期間、交渉力等が確保される必要があると考えております。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

純粋持株会社である当社は、当社グループの経営戦略の立案、効率的な経営資源の配分、事業活動の監査・監督の役割を担い、各事業会社はそれぞれのマーケットに最適化することで、製品の高い安全性と品質の保証及びその安定的な供給を確保し、相互に企業価値を高め合いグループ全体の企業価値を向上させております。

この体制のもと当社グループは、製品の安全性及び品質を支える生産技術・開発力・分析力等の高い技術力の維持・向上を目指し、長期的な視点に立った継続的・計画的な設備投資を実施するとともに、一層の専門性の確保・向上のための従業員の育成、品質及び設備に関する継続的な監査・指導システムの導入、内部統制、コンプライアンス体制の構築と継続的な徹底などに注力しており、また、お取引先、地域社会を含めた各利害関係者との信頼関係の構築と維持にも努めております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、企業価値及び株主共同の利益を確保・向上するための方策として、定款第49条及び平成24年6月27日開催の第168回定時株主総会においてご承認いただいた「企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当等承認決議更新の件」の内容に従い、新株予約権の無償割当てを活用した方策（「本プラン」）を導入しております。本プランの概要は以下のとおりです。

- 1) 取締役会は、特定買収行為を企図する者に対して、買収提案をあらかじめ書面により当社に提出し、当該買収提案について本新株予約権(下記6)の無償割当等を行わない旨の取締役会決議(「確認決議」)を求めよう要請するものとし、特定買収行為を企図する者は、その実行に先立ち、買収提案を提出して確認決議を求めるとします。取締役会は、本プランの迅速な運営を図る観点から、特定買収行為に関する提案を行った者に対し、必要に応じて回答期間を設定して追加的に情報提供を要請する場合があります。この場合でも、

最初の情報提供要請を当該提案者に行った日から起算して60営業日以内を上限として、当該提案者が行う回答期間を設定し、当該回答期間の満了をもって企業価値委員会の検討・審議を開始することとします。

「特定買収行為」とは、a)株券等保有割合が20%以上となる当社の株券等の買付行為(これに準ずる行為として取締役会で定めるものを含まず。)又はb)買付け等の後の株券等所有割合が20%以上となる当社の株券等の公開買付けの開始行為のいずれかに該当する行為をいいます。「買収提案」とは、買収後の当社の経営方針と事業計画、対価の算定根拠、買収資金の裏付け、当社の利害関係者に与える影響その他下記4)ア)ないしキ)記載の事項に関連する情報として当社が合理的に求めるものが記載されたものをいいます。

- 2) 取締役会は、買収提案を受領した場合、当該買収提案を当社の社外役員のみから構成される企業価値委員会に速やかに付議するものとします。
- 3) 企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について取締役会が確認決議を行うべきであることを勧告する決議(「勧告決議」)を行うかどうかを審議します。勧告決議は全委員の過半数の賛成により行われ、当該決議結果は開示されるものとします。企業価値委員会の検討・審議期間は、取締役会による買収提案受領後60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。)とします。合理的理由がある場合に限り、30営業日を上限として検討・審議期間が延長されることがあり得ますが、その場合には、当該理由及び延長予定期間について開示いたします。
- 4) 企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から真摯に行われるものとします。なお、企業価値委員会は、以下に掲げる事項がすべて充たされていると認められる買収提案については、勧告決議を行わなければならないものとし、また、以下に掲げる事項の一部を充たさない買収提案であっても企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に照らして相当であると認められる場合には勧告決議を行うものとします。
 - ア) 下記のいずれの類型にも該当しないこと
 - (a) 株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - (b) 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の利益を実現する経営を行う行為
 - (c) 当社の資産を買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (d) 当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開、商品開発等に必要な資産や資金を減少させるなど、当社の継続的發展を犠牲にして一時的な高いリターンを得ようとする行為
 - (e) その他、当社の株主、取引先、顧客、従業員等を含む当社の利害関係者の利益を不当に害することで買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者が利益をあげる態様の行為
 - イ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規則等を遵守したものであること
 - ウ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと
 - エ) 当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること、その他本プランの手續に即した真摯な対応がなされていること
 - オ) 当該買収提案を当社が検討(代替案を検討し当社株主に対して提示することを含む。)するための期間(買収提案の受領日から60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。なお、これらの日数を超える合理的理由がある場合は当該日数。))が確保されていること
 - カ) 当社の企業価値及び株主共同の利益に照らして不十分又は不適切であると認められる条件による提案ではないこと
 - キ) その他企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであると合理的に認められること
- 5) 取締役会の確認決議は、企業価値委員会の勧告決議に基づいてなされるものとします。取締役会は、企業価値委員会から勧告決議がなされた場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに確認決議を行わなければならないものとし、確認決議を受けた買収提案に対して本新株予約権の無償割当等を行うことができないものとします。
- 6) 特定買収者(特定買収行為を行った者で特定買収行為を行った時点までに確認決議を得なかった者をいいます。)が出現した場合、取締役会は、特定買収者の出現を認識した旨の開示のほか、無償割当基準日、無償割当効力発生日その他本新株予約権の無償割当てに関する必要事項を決定する決議を行い、決定された事項を公表の上、本新株予約権の無償割当てを実行します。「本新株予約権」とは、特定買収者等(特定買収者及びその関係者をいいます。)の行使に制約が付された新株予約権をいいます。無償割当基準日の前で取締役会が別途定める日(但し、無償割当基準日の3営業日前の日以降の日を定めることは予定されておりません。)までに、特定買収者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合等には、取締役会は本新株予約権の無償割当ての効力を生じさせないことができます。
- 7) 本新株予約権の無償割当てを行う場合、無償割当基準日における全普通株主(但し、当社を除く。)に対し、その所有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、2株以下で取締役会が別途定める数となります。各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円に各本新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。

- 8) 本新株予約権には、未行使の本新株予約権を当社が取得することができる旨の取得条項が付されます。取得の対価は、特定買収者等に該当しない者が保有する本新株予約権については、当該本新株予約権の数に本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式、それ以外の本新株予約権については取得に係る本新株予約権と同数の譲渡制限付新株予約権(特定買収者等の行使に制約が付されたもの)となります。

取締役会の判断及びその理由

本プランは上記の基本方針に沿うものであり、またその合理性を高めるため以下のような特段の工夫が施されておりますので、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

- 1) 本プランは、当社定款第49条の規定に則り、平成24年6月27日開催の第168回定時株主総会において株主の皆様から事前承認を受けております。
- 2) 当社取締役の任期は1年であり、任期差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っておりません。従って、1回の株主総会普通決議における取締役の選解任を通じて、取締役会決議により本プランを廃止することが可能です。
- 3) 本プランにおける判断の中立性を担保するため、当社社外役員のみから構成される企業価値委員会が、買収提案の内容につき検討を行い、当社の役員としての会社に対する法的義務を背景に、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から買収提案について審議します。そして、企業価値委員会から取締役会に対し、確認決議を行うべきとの勧告決議がなされた場合、取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、同勧告決議に従い確認決議を行わなければならないこととされております。
- 4) 上記 4)ア)ないしキ)記載の事項がすべて充たされていると認められる買収提案については、企業価値委員会は勧告決議を行わなければならないものとされており、客観性を高めるための仕組みが採られております。
- 5) 本プランは、株主総会の承認決議の範囲内で、取締役会決議により毎年見直すことを基本としており、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況に対応することが可能となっております。
- 6) 株主総会の承認決議の有効期間を、決議から3年に設定しております。3年が経過した時点で、取締役会は、附帯条件の見直し等を含め、改めて株主総会の承認をお願いし、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。
- 7) 本プランは、経済産業省及び法務省が定めた平成17年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件(新株予約権等の発行の差止めを受けることがないために充たすべき要件)、合理性の要件(株主や投資家など関係者の理解を得るための要件)をすべて充たしております。また、経済産業省企業価値研究会平成20年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

4【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、株価及び財政状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成24年6月27日）現在において当社が判断したものであります。

経済情勢、業界環境

当社グループは経済情勢・業界環境によって業績を大きく左右されないように、企業体質の強化に努めておりますが、国内の競争激化による主要製品の出荷変動、単価下落の可能性があります。また、投資先・取引先等の倒産による損失発生可能性があります。

WTO・TPP・FTA・EPAの進展と麦政策の変更

当社グループは製粉事業・加工食品事業において構造改善に取組み、強固な企業体質を構築してまいりました。WTO農業交渉やTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）を含む各国とのFTA（自由貿易協定）・EPA（経済連携協定）の今後の進展、政府の対応とその決着内容によっては当社グループの製粉、加工食品事業を始めとする小麦粉関連業界に大きな影響が及ぶことも予想されます。また、国内での麦政策の見直しの進展により、国内小麦粉・二次加工市場の混乱、関連業界再編、小麦の調達方式の変更など製粉事業、加工食品事業においてリスクの発生可能性があります。なお、国内では平成19年4月に政府売渡価格の相場連動制が導入され、また、平成22年10月には輸入小麦の売渡について、政府が一定期間保有する備蓄方式を変更し、輸入された小麦を直ちに販売する即時販売方式が導入されました。このように今後も更なる国内での麦政策の見直しの進展による現行の国家貿易のあり方など小麦の管理手法（調達・在庫・売渡方法など）の大幅な変更により上記リスクの発生可能性があります。

製品安全

近年、食の安心・安全についての社会的関心が高まっており、食品業界におきましては、より一層厳格な対応が求められるようになっております。当社グループは品質保証体制の確立に向けて取組みを強化しておりますが、外的要因も含め当社グループの想定範囲を超えた事象が発生した場合、製品回収、出荷不能品発生などの可能性があります。また、原料調達面における当社グループの予測不能の事象の発生により出荷不能品発生などの可能性があります。

原材料市況の高騰

当社グループは将来の小麦の完全自由化対応に向けてローコストの実現を目指しておりますが、原料市況の変動及び原油高に伴う物流コスト、包装資材等の原材料価格の上昇などで調達コストが高騰し、コスト低減を実現できない可能性があります。また、輸入小麦価格の大幅な引き上げ等原材料や商品等の調達コストの上昇に対応した小麦粉及び加工食品等の販売価格の改定が確実に行われない場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

為替変動（主にドル・ユーロ・パーツ）

当社グループは為替予約を実施するなど、為替変動によって業績を左右されないよう努めておりますが、加工食品事業をはじめ各事業において、原料・製品の一部を海外より調達しており、為替変動により調達コスト変動の可能性があります。また、海外事業においては損益、財務状況が円換算の変動の影響を受け、製粉事業においては副産物のふすま価格が為替で変動する輸入ふすま価格の影響を受ける可能性があります。

生産の外部委託

当社グループは生産効率の最適化を実現するために、自社生産に加えて一部製品の生産を外部委託しております。生産の外部委託に際しては自社工場と同様の管理の徹底や、調達の安定性の確保に十分に配慮しておりますが、当社グループとの取引に起因しない委託先企業の経営破綻などの事象が発生した場合、調達コストの上昇、製品供給に支障をきたすなどの可能性があります。

情報・システム

当社グループでは適切なシステム管理体制作りをしておりますが、システム運用上のトラブルの発生などにより、顧客対応に支障をきたし、費用発生などの可能性があります。また、当社グループではコンピューターウイルス対策や情報管理の徹底を進めておりますが、当社グループの予測不能のウイルスの侵入や情報への不正アクセスなどにより、顧客対応に支障をきたす可能性や、営業秘密・個人情報の社外への流出などによる費用発生や社会的信用の低下などの可能性があります。

他社とのアライアンス効果の実現

当社グループは経営資源を最適化し、技術の集約による効果を実現するため、他社とのアライアンスを行っておりますが、相手方と何らかの不一致が生じ、その効果を実現できない可能性があります。

設備安全、自然災害等

当社グループは工場等の設備安全に向けて火災・爆発などの事故発生防止の体制作りを強化しております。また地震・風水害など自然災害の発生時に、人的被害・工場等の設備破損が生じないように主要工場の耐震補強や液状化対策を実施しており、今後想定される大地震に対しても、BCP（事業継続計画）の追加策定を行うなどの見直しを行っております。しかし、当社グループの想定範囲を超えた事象が発生した場合、あるいは、新型インフルエンザが大流行した場合など、損害発生、顧客への製品供給に支障をきたすなどの可能性があります。

公的規制

当社グループはコンプライアンスの更なる強化を進めておりますが、予測不能の事態の発生により対応費用の発生などの可能性があります。

海外事故等

当社グループは海外事故等の未然防止に努めておりますが、海外事業においては、政治あるいは経済の予期しない変動、新型インフルエンザの大流行などにより、海外事業の業績悪化、費用発生などの可能性があります。

知的財産権

当社グループは知的財産権の保護を進めておりますが、他社の類似製品発売などにより、ブランド価値の低下などの可能性があります。また、将来において当社グループが他社の知的財産権を侵害しているとされる可能性があります。

環境管理

当社グループの事業は、比較的環境負荷の低い事業で構成されておりますが、そのような中におきましても当社グループは企業活動を通じて環境管理システムの充実、省エネルギー、廃棄物削減など環境経営を積極的に進めております。しかしながら、当社グループの想定範囲を超えた事象が発生した場合、対応費用の発生などの可能性があります。

東日本大震災

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、日本の社会全体に長期間にわたり大きな影響を及ぼすものと思われ、将来的に以下のようなリスクが発生する可能性があります。

- ・ 電力不足問題の長期化懸念
- ・ 取引先からの原材料調達難
- ・ 日本市場の消費意欲の低下
- ・ そのほか、東日本大震災に伴う間接的な影響

これらは、売上高の減少や生産操業度の低下などをもたらし、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当社及び当社の子会社である日清製粉株式会社は、平成24年2月27日開催の取締役会において、更なる事業の拡大を図るため米国の製粉会社であるMiller Milling Company, LLC及びその子会社等の全持分を取得する持分譲渡契約について決議を行い、同日付で持分譲渡契約を締結いたしました。持分譲渡契約の概要は以下のとおりであります。

(1) 持分取得の形態

当社グループが新たに米国に設立した現地法人によるMiller Milling Company, LLC及びその子会社Miller Milling Company, LPの全持分の取得並びにMiller Milling Company, LLCの原料穀物トレーディングを業務とするMiller Trading Company, LLCの全持分の取得

(2) 現地法人への出資割合

当社20%、日清製粉(株)80%

なお、当社及び日清製粉株式会社は、平成24年3月20日に、上記全持分を取得しております。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（企業結合等関係）」に記載のとおりであります。

6【研究開発活動】

当社グループ（当社及び連結子会社）では、当社の組織として主に基盤技術を研究開発する基礎研究所、及び主に各事業に導入する生産技術の開発とナノテクノロジー技術の開発を担う生産技術研究所を設置するほか、連結子会社である日清製粉(株)（製粉事業）、日清フーズ(株)、オリエンタル酵母工業(株)、日清ファルマ(株)、マ・マーマカロニ(株)及び大山ハム(株)（以上食品事業）、日清ペットフード(株)、日清エンジニアリング(株)、(株)NBCメッシュテック（以上その他事業）にそれぞれ研究開発組織を配置し、各事業領域に特化した研究開発を行っております。

これらの研究開発組織においては、新製品候補素材の探索や新技術の確立を目的とした基礎研究を行う一方、マーケットのニーズ・ウォンツに適合した新製品や調理加工技術の開発、既存製品の改良、生産システムの自動化、粉粒体関連技術の開発・応用など、幅広い研究開発活動を行っております。いずれも研究領域における専門性を高め最新技術を導入するため内外の研究機関などと積極的に連携を深め、研究開発の効率化と成果の事業化を強力に推進しております。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費は、59億80百万円であります。

なお、研究開発費には、特定のセグメントに関連付けられない研究費用14億36百万円が含まれております。

当連結会計年度の研究開発の概要と主な成果は次のとおりであります。

(1) 製粉事業

日清製粉(株)商品開発センター、つくば穀物科学研究所が中心となり、当社の基礎研究所、生産技術研究所と連携して、新しい小麦粉加工技術及び小麦・小麦粉を対象とした穀物科学と穀粉加工技術の研究開発などを行っております。主な成果としては、冷凍生地でパンの風味を損なわず、圧倒的なボリューム感を可能にした業務用パン用粉「ブリザード イノーバ」と、ヨーロッパタイプの焼き菓子用に特化した業務用焼き菓子用粉「エクリチュール」の発売などがあげられます。

当事業に係る研究開発費は6億30百万円であります。

(2) 食品事業

日清フーズ(株)の食品研究所が中心となり、当社の基礎研究所、生産技術研究所と連携して、各種プレミックス・乾麺・パスタ・レトルト食品・冷凍食品・惣菜等の全温度帯商品群の研究開発を行っております。主な成果としては、家庭用一人用冷凍パスタで「レギュラーパスタシリーズ」と「ソテースパゲティシリーズ」の麺を冷凍パスタに最適な硬さ、粘り、弾力を極めた麺にリニューアルし、また、冷製パスタの人気に対応して、レンジ解凍し流水で冷やしたパスタに、流水解凍したソースをあえるだけで簡単に出来上がる「Cool'sシリーズ」を発売しました。業務用冷凍食品ではバラ凍結技術を用いた使用時に必要量を取り出せるショートパスタ（ペンネ）を発売しました。オリエンタル酵母工業(株)は東京食品研究所他でパン酵母等の食品部門の研究開発を行い、長浜生物科学研究所他でパイオ部門の研究開発を行っております。日清ファルマ(株)健康科学研究所では、各種栄養補助食品及び素材の開発等を行い、静岡県立大学と共同で機能性の検討を行っております。また、グルタミン高含有ペプチドを配合したスポーツサプリメント「ウィグライプロ」をベースに、より飲みやすい味、配合量、包装形態などを新たに設計したスポーツライフを応援するサプリメント「ウィグライ」を発売しました。

当事業に係る研究開発費は31億99百万円であります。

(3) その他事業

日清ペットフード(株)では、那須研究所においてペットの健康機能に配慮したペットフードの研究開発を行っております。主な成果としては、「ジェーピースタイル」「ジェーピースタイル ゴールド」シリーズとして、犬用では犬種群別に体重管理用、骨・関節の健康維持用、皮膚・被毛の健康維持管理用を、猫用では下部尿路健康維持用、オーラル健康維持用、体重管理用を発売しました。日清エンジニアリング(株)では、上福岡事業所が各種粉体の粉碎、分級などの機器、及び熱プラズマ法によるナノ粒子製造技術を当社の生産技術研究所と連携して研究開発しております。また(株)NBCメッシュテックでは、スクリーン印刷用・産業用資材の両分野において新製品及び新素材の研究開発を行っております。

当事業に係る研究開発費は7億14百万円であります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日(平成24年6月27日)現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて作成されております。

当社グループは、連結財務諸表の作成に際し、決算日における資産・負債の報告数値及び偶発債務の開示、並びに収益・費用の報告数値に影響を与える以下のような見積り及び仮定を行っております。過去の実績や状況に応じ合理的だと考えられる様々な要因に基づき、見積り及び判断を行っておりますが、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと実績が異なる場合があります。

貸倒引当金

当社グループは、金銭債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、必要な貸倒引当金を計上しております。顧客の財政状態が悪化し、その支払能力が低下した場合、追加引当が必要となる可能性があります。

投資有価証券の減損

当社グループでは投資有価証券を所有しておりますが、時価のある有価証券については時価法を、時価のない有価証券については原価法を採用しております。当社グループでは、時価のある有価証券については、時価が取得価額に比べ50%以上下落した場合には減損処理し、30%から50%の下落の場合には、当該有価証券発行会社の業績等を勘案し必要に応じ減損処理しております。時価のない有価証券については、その実質価額が取得価額に比べ著しく下落した場合、回復の見込が確実と認められる場合を除き、減損処理しております。

当社グループでは投資有価証券について必要な減損処理をこれまでに行ってきており、現状では減損すべき投資有価証券はありませんが、将来の市況悪化または投資先の業績不振により、現在の簿価に反映されていない損失または簿価の回収不能が発生し、減損処理が必要となる可能性があります。

固定資産の減損

当社グループには、現状では減損すべき固定資産はありませんが、将来の企業環境の変化等により、回収可能価額が帳簿価額を著しく下回ることとなった場合には減損処理が必要となる可能性があります。

繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産については、将来の課税所得の見込み及び税務計画に基づき、回収可能性を十分に検討し、回収可能な額を計上しております。しかしながら、繰延税金資産の回収見込額に変動が生じた場合には、繰延税金資産の取崩または追加計上により利益が変動する可能性があります。

退職給付費用及び債務

当社グループの退職一時金制度及び既退職の年金受給者を対象とする確定給付企業年金制度における退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されております。これらの前提条件には、割引率、将来の報酬水準、退職率、直近の統計数値に基づいて算出される死亡率及び年金資産の期待運用収益率などが含まれます。割引率は期末における複数の格付機関による直近の格付けがダブルA格相当を得ている社債等の市場利回りに基づき、期待運用収益率は保有している年金資産の運用方針や過去の運用実績等に基づき決定しております。実績が前提条件と異なる場合、または前提条件が変更された場合、その影響は将来にわたって定期的に認識されるため、将来期間において認識される費用及び計上される債務に影響を及ぼします。

(2) 当連結会計年度の経営成績及び経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

売上高及び営業利益

当連結会計年度については、東日本大震災後の復旧・復興需要により日本経済に回復の兆しがみられたものの、震災の甚大な被害の影響、デフレ環境の継続に加え、欧州債務危機等を背景とした国内景気の減速懸念により、個人消費が低迷するなど厳しい市場環境が継続しました。

このような中、製粉事業については、低価格志向が継続するなどの厳しい市場環境下、特長のある新製品の投入や展示会や講習会を通じ市場開拓に努めるなど、販売促進活動を推進した結果、業務用小麦粉の出荷は前年を上回りました。また、輸入小麦の政府売渡価格が5銘柄平均で昨年4月に18%、更に10月に2%引き上げられたことを受け、それぞれ昨年6月と12月に業務用小麦粉の価格改定を実施いたしました。生産・物流面では、引き続き生産性向上の取組みを推進するとともに、安全・安心な製品の供給に注力してまいりました。副製品であるふすまについては、価格は低調に推移しました。海外事業については、積極的な拡販施策に努めたことなどにより、出荷は前年を上回りました。これらの結果、売上高は前年を上回りましたが、利益面においては、ふすま価格の低迷及び小麦粉販売環境の悪化の影響等により減益となりました。

食品事業については、加工食品事業において、引き続き個人消費が低迷する厳しい環境下、家庭用新製品を発売するとともに、消費者キャンペーンや店頭での販売促進活動等に努めました。また、輸入小麦の政府売渡価格の引き上げを受けて、家庭用小麦粉等の価格改定を実施しました。中食・惣菜事業については、売上げ拡大に向けた取り組みを推進しました。海外事業については、成長する中国、東南アジア市場を中心に事業拡大に努めております。これらの結果、売上げは前年を上回りました。酵母・バイオ事業の酵母事業では、フラワーペースト、マヨネーズ等の出荷減を、イースト、バタークリーム等の出荷増でカバーし、売上げは前年を上回りました。バイオ事業は、免疫試薬等が堅調で売上げは前年を上回りました。また、市場が成長するインドにおいて、バイオビジネスの拡大及び食品ビジネスの市場開拓を推進するため、本年1月に現地法人を設立いたしました。健康食品事業については、消費者向け製品の拡販に注力したものの、市場環境は引き続き厳しく、売上げは前年を下回りました。これらの結果、食品事業全体での売上高は増収となり、利益面においては販売促進費の増加等はあったものの、生産・物流などあらゆる方面でのコスト削減に取り組んだこと等により、ほぼ前年並みの利益水準となりました。

その他事業では、ペットフード事業において、積極的に新製品の投入等拡販施策を推進しましたが、消費の低迷や店頭価格の下落等引き続き市場環境は厳しく、売上げは前年を下回りました。エンジニアリング事業については、主力のプラントエンジニアリングが堅調で売上げは前年を上回りました。メッシュクロス事業については、太陽電池向けのステンレスメッシュクロス等が牽引したスクリーン印刷用資材、自動車部品向けの需要が回復した化成品及び産業用資材それぞれが堅調で、売上げは前年を上回りました。これらにより、その他事業全体では増収、増益となりました。

以上の結果、連結売上高は、前連結会計年度と比べ178億6百万円(4.2%)増の4,419億63百万円となりましたが、売上総利益率は30.6%と前連結会計年度に比べ2.0%低下しました。また、販売費及び一般管理費は、主として広告宣伝費等コスト削減により、前連結会計年度と比べ9億19百万円減少しました。この結果、売上高営業利益率は前連結会計年度に比べ0.8%低下し、5.2%となり、営業利益は前連結会計年度と比べ22億22百万円(8.8%)減の231億13百万円となりました。

経常利益

金融収支戻りは16億79百万円(益)で、前連結会計年度に比べ1億91百万円増加しました。持分法による投資利益は8億円で、主に配合飼料関連会社の利益が増加したことにより前連結会計年度に比べ2億9百万円増加しました。その他雑損益合計は5億39百万円(益)で、前連結会計年度に比べ1億14百万円増加しました。

以上の結果、営業外損益合計では30億19百万円(益)となり、前連結会計年度に比べ5億14百万円増加し、経常利益は前連結会計年度と比べ、17億7百万円(6.1%)減の261億32百万円となりました。

当期純利益

特別利益は8億89百万円、特別損失は26億60百万円で差引特別損益は17億70百万円(損)となり、税金等調整前当期純利益は前連結会計年度と比べ14億53百万円減の243億61百万円となりました。特別利益の主なものは、固定資産売却益5億81百万円であります。また、特別損失の主なものは、退職給付制度改定損12億90百万円であります。

税金等調整前当期純利益から法人税等合計102億97百万円、少数株主利益7億36百万円を差し引き、当期純利益は133億26百万円、前連結会計年度に比べ8億60百万円(6.1%)減となりました。

以上の結果、1株当たり当期純利益は53円63銭となり、前連結会計年度に比べ3円46銭減少しました。また、自己資本利益率(ROE)は4.7%となり、前連結会計年度に比べ0.4%低下いたしました。

(3) 経営戦略の現状と見通し

当社グループは、創業120周年となる平成32年(2020年)を見据えた長期的な視点に立ち、本年4月から平成26年度までの3ヵ年を対象とする中期経営計画「NNI-120、スピードと成長、拡大」をスタートしました。

当社グループは、近い将来グループ売上高1兆円、海外売上高比率30%以上を達成することを目指して骨太でインバティブな集団として絶え間なく変革を続け、成長と拡大を遂げて行きます。

本中期経営計画においては、トップライン(売上高)の拡大と海外事業拡大を最優先戦略と位置付け、その実現に向けて社内組織を整備・強化し、M&A・アライアンスを積極的に行います。また、いかなる環境においても勝ち残ることができるよう、輸入品に対抗できるコスト競争力の確保・強化と安全・安心な製品の生産・供給を両立させてまいります。

これらのグループ基本戦略に基づき策定したグループ各社の個別戦略をスピード感を持って実行し、成長、拡大を遂げていくことで、これからもお客様を始めとしたステークホルダーの皆様に積極的に支持される企業グループであり続けることを目指してまいります。

これらの戦略の遂行により長期・継続的な1株当たり利益(EPS)の成長を目指すとともに、売上高、経常利益・純利益、自己資本利益率(ROE)の向上により、長期的なグループ価値の極大化を図ってまいります。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの当連結会計年度の資金状況は、営業活動で得た260億円の資金を、Miller Milling Company, LLCの全持分の取得に105億円、戦略的な設備投資に147億円投入いたしました。一方で、今後の戦略投資等に対応する待機資金につきましては、安全性と運用効率を重視して3ヶ月を超える定期預金及び有価証券にて運用しております。

が、当連結会計年度においては満期・償還が預入・取得を117億円上回ったことにより、フリー・キャッシュ・フローは108億円の資金増加となりました。財務活動におきましては、株主の皆様への利益還元といたしまして、配当金の支払いに49億円を支出したこと等により、財務活動によるキャッシュ・フローは61億円の資金減少となりました。以上の結果、当連結会計年度末の現金及び現金同等物は前連結会計年度末に比べ42億円増加し、463億円となりました。

当連結会計年度末の借入金残高は79億円であります。営業活動によるキャッシュ・フローや現金及び現金同等物の残高を考慮すると、当社グループは将来必要とされる成長資金及び有利子負債の返済に対し、当面十分な流動性を確保しております。

なお、当社グループはキャッシュ・マネジメント・システム（CMS）を導入し、国内連結子会社の資金を当社が一元管理することで資金の流動性の向上を図っております。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

製粉、加工食品を中心とした当社グループでは、世界的な穀物等原材料価格の変動、来るべき小麦の自由化及び少子高齢・人口減少社会の到来を業績に大きな影響を与える可能性のある中長期的な事業環境の変化と認識しております。

当社グループは長期的な企業価値の極大化を経営の基本方針として、コア事業である製粉事業、加工食品事業と成長分野である中食・惣菜、酵母・バイオ、健康食品、ペットフード、エンジニアリング、メッシュクロス等の事業へ重点的に資源配分を行いつつグループ経営を展開しております。事業展開につきましては、国内においては圧倒的なシェアの獲得とともに成長分野での展開を図り、収益構造を改善してまいります。また、更なる成長を求めため、グローバルな展開を推進し、経営資源を集中的に投じ、海外事業を当社グループの成長を牽引する柱に育てていきます。さらに、今後も大きく変動が想定される原・燃料相場に対応し、生産コスト、調達コストの低減を進めるとともに、変動するコストに適切に対応し、利益確保ができる事業基盤を構築してまいります。研究面においても、重点研究領域を明確にし、事業戦略に即した研究テーマを設定する等、研究成果の実用化、事業化推進のため、効率化、スピード化を図ってまいります。これらの経営戦略の推進と同時に内部統制システムへの取組み、コンプライアンスの徹底、食品安全、環境保護、社会貢献活動等の社会的責任を果たしつつ自己革新を進め、株主・顧客・取引先・社員・社会等の各ステークホルダーから積極的に支持されるグループであるべく努力を重ねてまいります。

なお、現下の国内の状況につきましては、欧州経済に関する懸念やエネルギー・資源価格の高騰を始め多くの課題に直面しています。また、今後の社会保障費用や税負担の増加懸念や長期化するデフレを背景に消費者の低価格・節約志向が継続するなど、当社グループを取り巻く状況は厳しいことが予想されます。このような環境下におきましても、当社は国民の主要食糧である小麦粉等の安定供給を確保し、各事業において安全な製品を供給するという使命を果たしてまいります。

当社グループは上記各施策をスピード感を持って強力に推進することにより、社会的要請や事業環境の変化に適切に対応し、新たな飛躍を目指してまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループ(当社及び連結子会社)では、生産能力の増強や製品安全などを目的とする設備投資を実施しております。当連結会計年度の設備投資の内訳(支払ベース)は、次のとおりであります。

	当連結会計年度	前期比
製粉	5,754百万円	1.7%
食品	7,837	29.4
その他	1,487	68.7
計	15,079	17.9
消去又は全社	324	
合計	14,755	18.8

製粉事業においては、能力増加、製品安全関連の投資を中心に行いました。
 また、日清製粉(株)の新工場(福岡市中央区)建設のための事業用地を取得しております。
 食品事業においては、能力増加、製品安全関連の投資を中心に行いました。
 その他事業においては、能力増加の投資を中心に行いました。
 なお、所要資金についてはいずれの投資も自己資金を充当しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループ(当社及び連結子会社)における主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社及び国内子会社

(平成24年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
日清製粉(株)	鶴見工場 (川崎市川崎区)	製粉	小麦粉生産 設備	5,610	3,244	(注)4 5,470 (79)	178	14,504	147 [2]
日清製粉(株)	東灘工場 (神戸市東灘区)	製粉	小麦粉生産 設備	(注)5 6,119	3,511	(注)4 1,803 (30)	125	11,559	102 [1]
日清製粉(株)	名古屋工場 (名古屋市中川区)	製粉	小麦粉生産 設備	1,174	1,180	(注)4 69 (20)	50	2,475	64 [6]
日清製粉(株)	千葉工場 (千葉市美浜区)	製粉	小麦粉生産 設備	2,391	1,656	(注)4 294 (43)	64	4,407	86 [3]
日清製粉(株)	知多工場 (知多市)	製粉	小麦粉生産 設備	1,391	812	(注)4 64 (31)	52	2,321	46 [0]
日清フーズ(株)	名古屋工場 (名古屋市中川区)	食品	プレミック ス生産設備	1,091	1,300	(注)4 46 (13)	37	2,476	78 [24]
日清フーズ(株)	館林工場 (館林市)	食品	プレミック ス生産設備	975	996	(注)4 210 (27)	49	2,232	41 [37]
マ・マー マカロニ(株)	本社及び 宇都宮工場 (宇都宮市)	食品	パスタ生産 設備	556	1,109	27 (23)	41	1,735	65 [216]
マ・マー マカロニ(株)	神戸工場 (神戸市東灘区)	食品	パスタ生産 設備	265	588	393 (16)	16	1,263	46 [50]
大山ハム(株)	本社及び 米子工場 (米子市)	食品	食肉加工品 生産設備	1,350	512	126 (26)	91	2,080	195 [219]
オリエンタル 酵母工業(株)	東京工場 (東京都板橋区)	食品	イースト製 造設備	871	867	0 (11)	66	1,804	47 [22]
オリエンタル 酵母工業(株)	大阪工場 (吹田市)	食品	イースト他 の製造設備	1,586	1,363	169 (22) (注)7 [5]	297	3,417	74 [29]
オリエンタル 酵母工業(株)	びわ工場 (滋賀県長浜市)	食品	フラワー ペースト、 粉末かんす い、ベーキ ングパウ ダー他の製 造設備	640	454	709 (36)	38	1,843	37 [34]
(株)パニーデリ カ	本社及び工場 (千葉県富里市)	食品	総菜(調理 フィリン グ)、マヨ ネーズ類の の製造設備	(注)4 1,090	(注)4 1,040	(注)4 708 (23)	(注)4 156	2,996	67 [15]
(株)NBCメッ シュテック	山梨都留工場 (都留市)	その他	メッシュク ロス・化成 品製造設備	1,226	579	447 (35)	182	2,436	219 [92]
(株)NBCメッ シュテック	静岡菊川工場 (菊川市)	その他	メッシュク ロス・化成 品製造設備	1,114	282	1,032 (69)	17	2,447	37 [8]
(株)日清製粉 グループ本社	本社及び研究所 (東京都千代田 区、埼玉県ふじ み野市他)		事務所、 研究開発 施設設備	3,466	744	(注)4 10,011 (40)	1,337	15,560	276 [19]

(2) 在外子会社

(平成24年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
ロジャーズ・ フーズ	チリワック工場 (カナダ)	製粉	小麦粉生産 設備	664	644	115 (41)	1	1,426	24 [0]
Miller Milling Company, LLC	ウィンチェス ター工場 (アメリカ)	製粉	小麦粉生産 設備	(注) 4、8 567	(注) 4、8 770	(注) 4、8 76 (38)	(注) 4、8 9	(注) 8 1,425	44 [0]
Miller Milling Company, LLC	フレズノ工場 (アメリカ)	製粉	小麦粉生産 設備	(注) 4、8 187	(注) 4、8 675	(注) 4、8 42 (130)	(注) 4、8 15	(注) 8 920	28 [0]
タイ日清 テクノミック	本社及び工場 (タイ)	食品	プレミック ス生産設備	354	149	(注) 4 12 (10)	64	580	228 [0]

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、建設仮勘定及びリース資産の合計であります。

2 現在休止中の主要な設備はありません。

3 従業員数の[]は、臨時従業員数を外書きしております。

4 提出会社、日清アソシエイツ(株)などの他の連結会社が所有しており、各社に賃貸しております。

5 提出会社が所有し、賃貸している分を含めて記載しております。

6 帳簿価額の「合計」欄には上記(注)4及び5の賃借分を含めて記載しております。

7 土地の[]は賃借している面積を外書きしております。

8 当連結会計年度末においては取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的情報に基づいた金額を記載しております。なお、企業結合等に関する詳細につきましては「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(企業結合等関係)」に記載のとおりであります。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループ(当社及び連結子会社)の設備投資については、生産能力の増強や製品安全等を目的とする投資を中心に計画しております。

当連結会計年度末現在における設備の新設等に係る投資予定金額(支払ベース)は170億円ですが、その所要資金についてはすべて自己資金で充当する予定であります。

重要な設備の新設、除却等の計画は、以下のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

会社名	所在地	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
日清製粉(株)	福岡市 中央区	製粉	小麦粉 生産設備	10,000	-	自己資金	平成24年 5月	平成26年 2月	原料挽砕屯数 1日当たり 550トン

(2) 重要な設備の除却等

日清製粉(株)鳥栖、筑後両工場は上記新工場の稼働とともに閉鎖する予定であります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	932,856,000
計	932,856,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成24年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年6月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	251,535,448	251,535,448	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限 のない標準となる株式であ り、単元株式数は500株であ ります。
計	251,535,448	251,535,448		

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、以下の新株予約権を発行しております。

<平成17年8月17日発行の新株予約権>

株主総会の特別決議日(平成17年6月28日)		
	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	68(注)1	68(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	74,800(注)5	74,800(注)5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 1,193,500円 (注)3 (注)5	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月21日～ 平成24年7月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 1,085円 1株当たり資本組入額 543円 (注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,100株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行った場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が存続会社若しくは新設会社において承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができるものとする。

4 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は平成21年7月20日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、2次相続は認めない。

新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合(疾病、障害により辞任した場合を除く。)、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない理由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

その他の条件については、平成17年6月28日開催の定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

- 5 平成17年11月18日付の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

当社は、会社法に基づき以下の新株予約権を発行しております。

<平成19年8月13日発行の新株予約権>

取締役に対して会社法第361条に定める報酬等として発行している新株予約権

株主総会の普通決議日（平成19年6月27日）、取締役会決議日（平成19年7月26日）		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日）
新株予約権の数（個）	47（注）1	47（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	47,000	47,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 1,197,000円（注）3	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月27日～ 平成26年7月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 1,197円 1株当たり資本組入額 599円	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

4 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

当社執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行している新株予約権

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日）、取締役会決議日（平成19年7月26日）		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日）
新株予約権の数（個）	107（注）1	107（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	107,000	107,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 1,197,000円（注）3	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月27日～ 平成26年7月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 1,197円 1株当たり資本組入額 599円	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 4 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

<平成20年8月19日発行の新株予約権>

取締役に対して会社法第361条に定める報酬等として発行している新株予約権

株主総会の普通決議日(平成20年6月26日)、取締役会決議日(平成20年7月30日)		
	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	80(注)1	80(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	80,000	80,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 1,397,000円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成22年8月20日~ 平成27年7月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 1,397円 1株当たり資本組入額 699円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

3 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額(以下「行使価額」という。)を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併(合併により当社が消滅する場合を除く。)を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

4 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

当社執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行している新株予約権

株主総会の特別決議日（平成20年6月26日）、取締役会決議日（平成20年7月30日）		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日）
新株予約権の数（個）	168（注）1	168（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	168,000	168,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 1,397,000円（注）3	同左
新株予約権の行使期間	平成22年8月20日～ 平成27年7月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 1,397円 1株当たり資本組入額 699円	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 4 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

<平成21年8月18日発行の新株予約権>

取締役に対して会社法第361条に定める報酬等として発行している新株予約権

株主総会の普通決議日(平成21年6月25日)、取締役会決議日(平成21年7月30日)		
	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	80(注)1	80(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	80,000	80,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 1,131,000円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成23年8月19日~ 平成28年8月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 1,131円 1株当たり資本組入額 566円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

3 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額(以下「行使価額」という。)を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併(合併により当社が消滅する場合を除く。)を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 4 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

当社執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行している新株予約権

株主総会の特別決議日（平成21年6月25日）、取締役会決議日（平成21年7月30日）		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日）
新株予約権の数（個）	172（注）1	170（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	172,000	170,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 1,131,000円（注）3	同左
新株予約権の行使期間	平成23年8月19日～ 平成28年8月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 1,131円 1株当たり資本組入額 566円	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 4 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

<平成22年8月18日発行の新株予約権>

取締役に対して会社法第361条に定める報酬等として発行している新株予約権

株主総会の普通決議日(平成22年6月25日)、取締役会決議日(平成22年7月29日)		
	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	86(注)1	86(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	86,000	86,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 1,098,000円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成24年8月19日~ 平成29年8月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 1,098円 1株当たり資本組入額 549円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

3 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額(以下「行使価額」という。)を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併(合併により当社が消滅する場合を除く。)を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 4 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

当社執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行している新株予約権

株主総会の特別決議日（平成22年6月25日）、取締役会決議日（平成22年7月29日）		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日）
新株予約権の数（個）	177（注）1	177（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	177,000	177,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 1,098,000円（注）3	同左
新株予約権の行使期間	平成24年8月19日～ 平成29年8月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 1,098円 1株当たり資本組入額 549円	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

4 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

<平成23年8月18日発行の新株予約権>

取締役に対して会社法第361条に定める報酬等として発行している新株予約権

株主総会の特別決議日(平成23年6月28日)、取締役会決議日(平成23年7月28日)		
	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	93(注)1	93(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	93,000	93,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり1,025,000円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成25年8月19日~ 平成30年8月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 1,025円 1株当たり資本組入額 513円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

3 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額(以下「行使価額」という。)を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併(合併により当社が消滅する場合を除く。)を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 4 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

当社執行役員及び連結子会社（海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行している新株予約権

株主総会の特別決議日（平成23年6月28日）、取締役会決議日（平成23年7月28日）		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日）
新株予約権の数（個）	258（注）1	258（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	258,000	258,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 1,025,000円（注）3	同左
新株予約権の行使期間	平成25年8月19日～ 平成30年8月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 1,025円 1株当たり資本組入額 513円	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 4 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年3月14日	5,000(注)	251,535		17,117		9,500

(注) 会社法第178条の規定に基づき、平成20年3月12日開催の取締役会の決議により、自己株式5,000,000株を消却いたしました。

(6) 【所有者別状況】

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数500株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	1	100	32	321	290	3	12,294	13,041	-
所有株式数 (単元)	12	220,274	20,351	110,046	72,159	7	77,369	500,218	1,426,448
所有株式数 の割合(%)	0.00	44.04	4.07	22.00	14.42	0.00	15.47	100.00	-

(注) 1 自己株式2,995,440株は「個人その他」に5,990単元及び「単元未満株式の状況」に440株含めて記載しております。なお、自己株式2,995,440株は株主名簿記載上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は2,995,152株であります。

2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ4単元及び7株含まれております。

(7)【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5番12号	16,022	6.37
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	14,040	5.58
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	11,779	4.68
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	10,738	4.26
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	9,943	3.95
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	6,982	2.77
丸紅株式会社	東京都千代田区大手町一丁目4番2号	5,193	2.06
住友商事株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	5,034	2.00
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	4,616	1.83
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町一丁目13番2号	4,489	1.78
計		88,840	35.31

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己株式) 普通株式2,995,000		株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。
	(相互保有株式) 普通株式 327,000		同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 246,787,000	493,574	同上
単元未満株式	普通株式1,426,448		
発行済株式総数	251,535,448		
総株主の議決権		493,574	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ2,000株及び7株含まれており、「議決権の数」には、証券保管振替機構名義の完全議決権株式に係る議決権が4個含まれております。

2 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式及び相互保有株式が次のとおり含まれております。なお、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が288株自己株式に含まれております。

自己株式

株式会社日清製粉グループ本社 440株

相互保有株式

千葉共同サイロ株式会社 129株

【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
自己株式 株式会社日清製粉 グループ本社	東京都千代田区神田錦町 一丁目25番地	2,995,000	-	2,995,000	1.19
相互保有株式 石川株式会社	神戸市兵庫区島上町 一丁目2番10号	139,500	-	139,500	0.05
株式会社若葉商会	神戸市灘区摩耶埠頭2番8	103,000	-	103,000	0.04
千葉共同サイロ株式会社	千葉市美浜区新港16番地	79,000	-	79,000	0.03
日本ロジテム株式会社	東京都品川区荏原 一丁目19番17号	5,500	-	5,500	0.00
計		3,322,000	-	3,322,000	1.32

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21又は会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

平成17年6月28日定時株主総会において決議されたもの

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員並びに当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することが、平成17年6月28日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成17年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役及び執行役員並びに当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。)の取締役の一部の者、合計45名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

平成19年6月27日定時株主総会及び平成19年7月26日取締役会において決議されたもの

イ 会社法第361条に定める報酬等として当社の取締役に対して付与するストックオプションについて、報酬等の額及び新株予約権の内容が、平成19年6月27日開催の定時株主総会及び平成19年7月26日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成19年6月27日（定時株主総会）及び平成19年7月26日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

ロ 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、ストックオプションとして特に有利な条件をもって発行する新株予約権について、募集事項の決定を取締役に委任することが平成19年6月27日開催の定時株主総会において決議され、当該新株予約権の募集事項が平成19年7月26日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成19年6月27日（定時株主総会）及び平成19年7月26日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く）の取締役の一部の者、合計34名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

平成20年6月26日定時株主総会において決議されたもの

イ 会社法第361条に定める報酬等として当社の取締役に対して付与するストックオプションについて、報酬等の額及び新株予約権の内容が、平成20年6月26日開催の定時株主総会及び平成20年7月30日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年6月26日（定時株主総会）及び平成20年7月30日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

ロ 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、ストックオプションとして特に有利な条件をもって発行する新株予約権について、募集事項の決定を取締役に委任することが平成20年6月26日開催の定時株主総会において決議され、当該新株予約権の募集事項が平成20年7月30日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年6月26日（定時株主総会）及び平成20年7月30日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く）の取締役の一部の者、合計36名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

平成21年6月25日定時株主総会において決議されたもの

イ 会社法第361条に定める報酬等として当社の取締役に対して付与するストックオプションについて、報酬等の額及び新株予約権の内容が、平成21年6月25日開催の定時株主総会及び平成21年7月30日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成21年6月25日（定時株主総会）及び平成21年7月30日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

ロ 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、ストックオプションとして特に有利な条件をもって発行する新株予約権について、募集事項の決定を取締役に委任することが平成21年6月25日開催の定時株主総会において決議され、当該新株予約権の募集事項が平成21年7月30日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成21年6月25日（定時株主総会）及び平成21年7月30日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外の子会社を除く）の取締役の一部の者 合計35名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

平成22年6月25日定時株主総会において決議されたもの

イ 会社法第361条に定める報酬等として当社の取締役に対して付与するストックオプションについて、報酬等の額及び新株予約権の内容が、平成22年6月25日開催の定時株主総会及び平成22年7月29日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成22年6月25日（定時株主総会）及び平成22年7月29日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

ロ 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、ストックオプションとして特に有利な条件をもって発行する新株予約権について、募集事項の決定を取締役に委任することが平成22年6月25日開催の定時株主総会において決議され、当該新株予約権の募集事項が平成22年7月29日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成22年6月25日（定時株主総会）及び平成22年7月29日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外の子会社を除く）の取締役の一部の者 合計 36名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

平成23年6月28日定時株主総会において決議されたもの

イ 会社法第361条に定める報酬等として当社の取締役に対して付与するストックオプションについて、報酬等の額及び新株予約権の内容が、平成23年6月28日開催の定時株主総会及び平成23年7月28日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成23年6月28日（定時株主総会）及び平成23年7月28日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 13名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

□ 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の執行役員及び連結子会社（海外の子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、ストックオプションとして特に有利な条件をもって発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することが、平成23年6月28日開催の定時株主総会において決議され、当該新株予約権の募集事項が平成23年7月28日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成23年6月28日（定時株主総会）及び平成23年7月28日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員及び連結子会社（海外の子会社を除く）の取締役の一部の者 合計52名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

平成24年6月27日定時株主総会において決議されたもの
イ 会社法第361条に定める報酬等として当社の取締役に対して付与するストックオプションについて、報酬等の額及び新株予約権の内容が、平成24年6月27日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成24年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	104,000株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 人数につきましては、この有価証券報告書提出日以降に開催される取締役会で決議いたします。

2 新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個当たりの目的である株式の数1,000株を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.025を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。

但し、当該金額が、割当日（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

3 割当日後2年を経過した日から平成31年8月1日まで

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

□ 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の執行役員及び連結子会社（海外の子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、ストックオプションとして特に有利な条件をもって発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することが、平成24年6月27日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成24年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員及び連結子会社（海外の子会社を除く。）の取締役の一部の者（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	217,000株を上限とする。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 人数につきましては、この有価証券報告書提出日以降に開催される取締役会で決議いたします。

2 新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個当たりの目的である株式の数1,000株を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.025を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。

但し、当該金額が、割当日（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

3 割当日後2年を経過した日から平成31年8月1日まで

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	30,160	29,462,672
当期間における取得自己株式	1,506	1,471,344

(注) 当期間における取得自己株式には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他				
(新株予約権の権利行使)	9,000	11,509,000	2,000	2,262,000
(単元未満株式の売渡請求による売渡し)	4,273	4,103,819	-	-
保有自己株式数	2,995,152	-	2,994,658	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使による減少、並びに単元未満株式の買取り・売渡請求に基づく売渡しによる増減は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、現在及び将来の収益状況及び財務状況を勘案するとともに、連結ベースでの配当性向30%以上を基準として、利益配分を継続的に行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関につきましては、会社法第459条第1項の規定に基づき、法令に別段の定めのある場合を除いて、株主総会決議に加え取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。また、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の年間配当におきましては、前事業年度に引き続き1株当たり20円といたしました。この結果、配当性向は連結37.3%(個別36.5%)、純資産配当率は連結1.7%(個別2.2%)となります。

内部留保資金につきましては、中期経営計画「NNI-120、スピードと成長、拡大」に掲げる成長、拡大に向けた重点分野に対する積極的な戦略投資への配分を行い、将来の企業価値を高めていくと同時に、株主の皆様への利益還元も機動的に行ってまいります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成23年10月28日 取締役会決議	2,485	10
平成24年6月27日 定時株主総会決議	2,485	10

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次 決算年月	第164期 平成20年3月	第165期 平成21年3月	第166期 平成22年3月	第167期 平成23年3月	第168期 平成24年3月
最高(円)	1,305	1,528	1,294	1,234	1,036
最低(円)	997	909	985	824	893

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における市場相場であります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年 10月	11月	12月	平成24年 1月	2月	3月
最高(円)	1,036	971	955	948	986	1,012
最低(円)	954	893	912	912	915	966

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における市場相場であります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 取締役社長		大 枝 宏 之	昭和32年3月12日生	昭和55年4月 当社入社 平成20年6月 当社執行役員 " 20年6月 日清製粉株式会社常務取締役業 務本部長 " 21年6月 当社取締役 " 22年6月 日清製粉株式会社専務取締役業 務本部長 " 23年4月 当社取締役社長 " 23年7月 当社取締役社長企画本部担当 " 24年4月 日清製粉株式会社取締役社長兼 任(現在) " 24年6月 当社取締役社長(現在)	(注)3	27
代表取締役 取締役副社長	総務本部管掌	宮 内 泰 高	昭和24年1月31日生	昭和47年4月 当社入社 平成17年6月 当社執行役員総務本部長 " 17年6月 当社取締役総務本部長 " 19年6月 当社常務取締役総務本部長 " 21年6月 当社取締役副社長兼総務本部長 " 23年6月 当社取締役副社長総務本部管掌 (現在)	(注)3	20
取締役副社長		池 田 和 穂	昭和22年9月14日生	昭和46年4月 当社入社 平成14年6月 当社執行役員 " 15年6月 日清フーズ株式会社常務取締役 経営企画部長 " 16年6月 当社取締役 " 16年6月 日清フーズ株式会社取締役社長 兼任 " 21年6月 当社常務取締役 " 23年6月 当社専務取締役 " 24年6月 当社取締役副社長(現在) " 24年6月 日清フーズ株式会社取締役会長 兼任(現在)	(注)3	29
常務取締役	技術本部長	丸 尾 俊 雄	昭和25年1月12日生	昭和47年4月 当社入社 平成19年6月 日清製粉株式会社常務取締役生 産本部長 " 20年6月 当社取締役技術本部長 " 23年6月 当社常務取締役技術本部長 (現在)	(注)3	18
常務取締役	経理・財務 本部長	中 川 雅 夫	昭和28年8月17日生	昭和52年4月 当社入社 平成20年6月 当社執行役員 " 20年6月 日清フーズ株式会社専務取締役 " 21年6月 日清フーズ株式会社専務取締役 業務本部長 " 21年11月 日清フーズ株式会社専務取締役 業務本部長兼経営企画本部長 " 23年9月 日清フーズ株式会社専務取締役 経営企画本部長 " 24年6月 当社常務取締役経理・財務本部 長(現在)	(注)3	15
取締役	R&D・品質 保証本部長	原 田 隆	昭和32年2月9日生	昭和54年4月 当社入社 平成21年6月 当社執行役員 " 21年6月 日清製粉株式会社取締役鶴見工 場長 " 22年6月 日清製粉株式会社取締役 " 22年6月 当社取締役R&D・品質保証本部 長(現在)	(注)3	7
取締役	総務本部長	稲 垣 泉	昭和25年5月19日生	昭和50年4月 当社入社 平成20年6月 当社執行役員総務本部広報部長 " 21年6月 当社上席執行役員総務本部広報 部長 " 23年6月 当社取締役総務本部長(現在)	(注)3	6

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	企画本部長	滝澤道則	昭和29年3月27日生	昭和51年4月 当社入社 平成17年6月 当社執行役員総務本部法務グループ長 " 18年6月 当社執行役員総務本部法務部長 " 21年6月 当社執行役員内部統制部長 " 23年6月 当社執行役員企画本部長代行 " 23年7月 当社執行役員企画本部長 " 24年6月 当社取締役企画本部長(現在)	(注)3	11
取締役		白神俊典	昭和25年9月29日生	昭和48年4月 当社入社 平成17年6月 日清ファルマ株式会社常務取締役 " 19年6月 当社執行役員 " 20年6月 当社取締役(現在) " 20年6月 日清ファルマ取締役社長兼任(現在)	(注)3	15
取締役		花房宏昌	昭和26年11月25日生	昭和50年4月 当社入社 平成23年6月 当社執行役員 " 23年6月 日清製粉株式会社常務取締役営業本部副本部長 " 24年4月 日清製粉株式会社常務取締役営業本部長(現在) " 24年6月 当社取締役(現在)	(注)3	2
取締役		中川真佐志	昭和30年2月19日生	昭和53年4月 オリエンタル酵母工業株式会社入社 平成19年6月 オリエンタル酵母工業株式会社常務取締役食品事業本部長 " 21年6月 オリエンタル酵母工業株式会社常務取締役事業本部管掌 " 23年6月 オリエンタル酵母工業株式会社取締役社長兼任(現在) " 24年6月 当社取締役(現在)	(注)3	-
取締役		岩崎浩一	昭和31年9月12日生	昭和55年4月 当社入社 平成22年6月 当社執行役員 " 22年6月 日清フーズ株式会社常務取締役営業本部長 " 24年6月 当社取締役(現在) " 24年6月 日清フーズ株式会社取締役社長兼任(現在)	(注)3	5
取締役		下坂正夫	昭和34年8月27日生	昭和57年4月 当社入社 平成24年4月 日清製粉株式会社取締役業務本部長(現在) " 24年6月 当社取締役(現在)	(注)3	-
取締役		奥村有敬	昭和6年2月15日生	昭和30年4月 株式会社日本興業銀行入行 " 58年6月 同行取締役 " 62年5月 同行常務取締役 平成元年2月 興銀投資顧問株式会社取締役社長 " 9年6月 日本軽金属株式会社取締役 " 12年7月 国際コーポレート・ガバナンス・ネットワーク理事 " 15年6月 当社監査役 " 18年6月 当社取締役(現在)	(注)3	1

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		三村 明夫	昭和15年11月2日生	昭和38年4月 富士製鐵株式会社入社 平成5年6月 新日本製鐵株式会社取締役 " 9年4月 同社常務取締役 " 12年4月 同社代表取締役副社長 " 15年4月 同社代表取締役社長 " 18年6月 当社監査役 " 20年4月 新日本製鐵株式会社代表取締役 会長(現在) " 21年6月 当社取締役(現在)	(注)3	2

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常任監査役	常勤	伊藤 健夫	昭和17年8月1日生	昭和41年4月 当社入社 平成6年6月 当社取締役 " 10年6月 当社常務取締役 " 17年6月 当社常任監査役(現在)	(注)4	26
監査役	常勤	渡邊 誠	昭和24年2月23日生	昭和47年4月 当社入社 平成19年6月 当社執行役員内部統制部長 " 21年6月 当社監査役(現在)	(注)4	8
監査役		河和 哲雄	昭和22年6月15日生	昭和50年4月 弁護士登録 平成8年4月 河和法律事務所 所長(現在) " 14年8月 法制審議会会社法(現代化関係) 部会委員 " 14年9月 日本弁護士連合会司法制度調査 会特別委嘱委員(現在) " 19年6月 当社監査役(現在)	(注)5	-
監査役		伏屋 和彦	昭和19年1月26日生	昭和42年4月 大蔵省入省 平成11年7月 国税庁長官 " 13年7月 国民生活金融公庫副総裁 " 14年7月 内閣官房副長官補 " 18年1月 会計検査院検査官 " 20年2月 会計検査院長 " 21年1月 定年退官 " 21年6月 当社監査役(現在)	(注)4	-
監査役		伊東 敏	昭和17年7月25日生	昭和42年1月 アーサー・アンダーセン・アン ド・カンパニー日本事務所入所 " 45年12月 公認会計士登録 " 53年9月 アーサー・アンダーセン・アン ド・カンパニー パートナー 平成5年10月 朝日監査法人(現有限責任あず さ監査法人)代表社員 " 13年8月 伊東公認会計士事務所所長 (現在) " 14年4月 中央大学会計専門大学院(現中 央大学専門職大学院)特任教授 " 19年3月 同大学専門職大学院特任教授退 任 " 22年6月 当社監査役(現在)	(注)6	-
計						196

- (注) 1 取締役 奥村有敬、三村明夫の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役 河和哲雄、伏屋和彦、伊東敏の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 平成24年6月27日開催の定時株主総会での選任後、平成25年3月期に係る定時株主総会の終結の時まで。
- 4 平成21年6月25日開催の定時株主総会での選任後、平成25年3月期に係る定時株主総会の終結の時まで。
- 5 平成23年6月28日開催の定時株主総会での選任後、平成27年3月期に係る定時株主総会の終結の時まで。
- 6 平成22年6月25日開催の定時株主総会での選任後、平成26年3月期に係る定時株主総会の終結の時まで。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社及び当社グループにおけるコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。なお、記載は有価証券報告書提出日(平成24年6月27日)現在の状況に基づき行っております。

企業統治の体制

(企業統治に関する基本的な考え方)

当社は、株主をはじめとする各ステークホルダーに対して経営の透明性を実現することをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。

そのために、経営の意思決定の迅速化を図りながら機能的な経営組織の整備を進めるとともに責任の明確化や、効率的な経営の推進を目指しております。具体的な取組みとしては、「持株会社制度」を採用し、持株会社が常に事業子会社を株主の視点から評価・監督する仕組みを導入しております。また、「機能的な取締役会」を確立し、意思決定のより一層の迅速化、適確化を図るとともに、「監査制度の充実」を目指し、法の定める監査役・会計監査人機能の強化に加え、内部統制システムの評価及び設備・安全、環境保全、品質保証などに関する専門監査も制度化した上で、その効果的な運用のための組織作り・システム作りを行い、コーポレート・ガバナンス機能強化の体制を構築しております。

なお、当社は監査役制度を採用しております。監査役は取締役会等の重要会議への出席や代表取締役との定期的な会合の開催などを実施し、経営全般に対して監査を実施しております。

(企業統治の体制の概要、企業統治の体制を採用する理由)

1) 持株会社制度の採用

当社は戦略的思考を持って全社の資源を効果的に活用し、ガバナンスを効かせながらグループ全体を運営していくことを目的とした持株会社制度を採用し、経営の適時、適確な意思決定を図り、機能的で責任が明確となった業務執行を遂行しております。

2) 経営体制

当社は取締役会において第三者的視点で当社の経営に意見をいただくよう独立性の高い社外取締役を2名指名しております。また、業務執行の迅速化を高めるために執行役員制度を導入しております。一方、経営方針等の重要事項に関する意思決定及び業務執行の監督機関として取締役会に加え、当社グループ及びグループ各社の経営に関する重要事項の協議並びに情報交換を行うために取締役及び監査役を中心にメンバー構成したグループ運営会議を設置しております。グループ運営会議は原則として毎月2回開催する他、必要に応じて随時開催し、取締役会の意思決定の支援を行っています。

3) 監査体制

当社は監査役5名で、監査役会を組織し、監査基準及び監査計画に従い、取締役会等の重要会議に出席し、また、代表取締役との定期的な会合を行っております。監査役の内2名は常勤監査役で、主要子会社監査役を兼任し、日清製粉グループ各社の監査を行っております。また、主要子会社には常勤の監査役を置き、定期的に日清製粉グループ監査役連絡会を行っております。監査役監査を支える人材・体制については、監査役の職務を補助する者として監査役付4名を置き、監査体制の充実を図っております。当社及び主要子会社は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を委嘱しております。

4) 企業統治体制選択の理由

上記1)の当社が採用する持株会社制度の機能を最大限発揮するために、()持株会社専任にて事業子会社を株主の視点から評価・監督する取締役と、()主要事業の市場環境及び経営に精通し、主要な事業子会社の経営者の立場を兼務する取締役、並びに()独立した第三者的視点を有し、それぞれの豊富な経験と幅広い見識に基づき当社経営を監督する社外取締役により構成しております。各ステークホルダーに対して経営の透明度を高め、責任ある経営を実践するために相応しい体制であると考えております。なお、社外取締役には、取締役会においてそれぞれの豊富な経験と幅広い見識に基づき、意見を述べていただいております。社外取締役の意見は株主及び当社を取り巻く一般社会の視点に立ったもので、極めて貴重な意見であり、当社の経営において参考にしております。

(責任限定契約の内容の概要)

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。

(内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況)

当社の内部統制システムは、業務執行組織における指揮命令系統の確立及び権限と責任の明確化、業務執行組織における長又は組織管理者による統制、組織間（例えば業務部門と経理部門）の内部牽制を基盤とし、あわせて下記の体制をとることとしております。

1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 日清製粉グループの「企業行動規範」及び「社員行動指針」を策定しており、日清製粉グループ本社及び各社長並びに取締役は「企業行動規範」・「社員行動指針」の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上関係者に周知徹底する。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図る。
- (b) 日清製粉グループ横断的なCSR（企業の社会的責任）については「社会委員会」が、企業倫理・コンプライアンスを含めたCSR全般にわたる協議を行い、実行に向けた施策を推進し、日清製粉グループでの啓蒙活動、法令・定款・社会規範遵守の周知徹底を図る。
- (c) 市民社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的な勢力からの不当な要求には屈することなく、外部の専門機関と連携して、組織的に対応する。
- (d) 社員等からの通報を受け、違反行為を早期に発見・対応すべく設置した「コンプライアンス・ホットライン制度」を維持・整備する。
- (e) 監査役は、取締役の職務執行を監査し、また、取締役が、内部統制システムを適切に構築し運用しているかを監視し検証する。
- (f) 代表取締役直轄の組織である内部統制部は、内部統制システムの整備・運用を指導・推進する。また、内部統制部は独立組織として、日清製粉グループ本社の内部統制システムの評価及び業務に係る内部監査を行う。

2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録・稟議書を始めとする職務の執行に係る文書その他の情報については、機密情報として規程に従い適切に保存・管理する。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 事業活動に係る案件については、その重要性・影響度等に応じて決裁ないしは報告手続を定め、実施前にリスク判断も含めた検討を行う。
- (b) 「リスクマネジメント規程」に基づき、日清製粉グループ各社が認識・分析・評価した自社のリスクに対し適切なコントロールを構築しているか、リスクの漏れがないか等について、「リスクマネジメント委員会」は確認・指導し、日清製粉グループ全体のリスクマネジメントを統括する。
- (c) 「クライシスコントロール規程」に基づき、クライシスが発生したとき又はそのおそれが生じたときは、損失の危険を早期に発見・対応すべく、指定された日清製粉グループの連絡先に通報する。また、クライシスが発生した場合、速やかに対策本部を設置し、適切な対応を行うことによって、損害を最小限にとどめる。
- (d) 監査役は、取締役が会社に著しい損害又は重大な事故を招くおそれがあると認めるとき、取締役に對し助言・勧告等必要な措置を講ずる。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 持株会社制度のもとで、取締役は少数にとどめる。
- (b) 取締役会への決議事項・報告事項、稟議における社長決裁事項・担当取締役決裁事項等により責任と権限を明確化しており、取締役は適正かつ迅速な職務執行を行う。
- (c) 日清製粉グループでは、事業戦略及びその方向性を明確化し、各事業子会社の利益計画もこれに沿って単年度ごとに策定、取締役の任期も1年とし、責任を明確化する。さらに、取締役会は毎月業績をレビューし、改善策を検討実施する。

5) 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 日清製粉グループは日清製粉グループ本社による持株会社制度を採用しており、持株会社が常に事業子会社を株主の視点から評価・監督する。
- (b) 子会社の事業活動に係る重要案件に関しては、取締役会に付議ないし報告すべき基準を定める。

- (c) 日清製粉グループの「企業理念」・「経営基本方針」・「ステークホルダーに対する基本姿勢」・「企業行動規範」・「社員行動指針」を定め、周知徹底を図る。
 - (d) 連結財務諸表等の財務報告の信頼性を確保するために、各業務の手順・方法等を定め、不正・誤謬を排除する体制を整備・運用する。
 - (e) 日清製粉グループ本社監査役及び各事業子会社監査役は定期的に「日清製粉グループ監査役連絡会」を開催し、監査事例等についての意見交換を行い、各課題の共有化を図る。
 - (f) 設備・安全監査、環境監査、品質保証監査等の専門監査を日清製粉グループ本社・子会社を対象として行う。
 - (g) 代表取締役直轄の組織である内部統制部は、日清製粉グループの内部統制システムの整備・運用を指導・推進する。また、内部統制部は独立組織として、日清製粉グループの内部統制システムの評価及び業務に係る内部監査を行う。
 - (h) 日清製粉グループの各子会社は、社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムの整備・運用及び報告を行う。
- 6) 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、業務を補助する者として監査役付を置き、監査役監査に当たって監査役付は監査役の命を受け業務を補佐し、人事異動に関しては監査役の同意を得て行う。
- 7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 監査役は取締役会の他重要な会議（「グループ運営会議」・「債権管理委員会」・「規範倫理委員会」等）に出席し、適宜意見を述べる。
 - (b) 監査役会は、必要に応じて監査役会において、会計監査人・取締役・内部統制部等に対して報告を求める。
 - (c) 取締役は会社に著しい損害又は重大な事故を招くおそれがあると認めるとき、速やかに監査役に報告する。
 - (d) 「コンプライアンス・ホットライン」による情報は、速やかに監査役に報告する。
 - (e) 本部長及び子会社・関連会社社長交代の際の引継書は監査役会に提出する。
 - (f) 稟議はすべて監査役に回付する。
- 8) その他監査役は、監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。

< 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況 >

市民社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力からの不当な要求には屈することなく、外部の専門機関と連携して、組織的に対応することとし、以下の体制をとっております。

- (a) 日清製粉グループの「企業行動規範」・「社員行動指針」で、反社会的勢力からの不当な要求には屈することなく毅然として対決することを定めている。
- (b) 日清製粉グループ本社内に対応統括部署及び不当要求防止責任者を設置しており、反社会的勢力に関する情報収集を行うとともに、外部の専門機関と連携して、組織的に対応している。また、倫理・コンプライアンス研修等を通じて組織的な対応の周知徹底を図っている。

(リスク管理体制の整備の状況)

「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載のとおり、以下の体制を敷いております。

日清製粉グループでは、企業の社会的責任遂行のため、日清製粉グループの「企業行動規範」及び「社員行動指針」を策定しております。この内容を社員が正しく理解し、実践できるよう研修を始めとする全社的な啓発活動を実施すると同時に、その実効を期するため、環境監査等の各種専門監査を行うとともに、外部の弁護士及び社内担当部署に直接通報できる「コンプライアンス・ホットライン制度」を導入しております。

また、クライシス発生の予防及び発生時の適切な対応を確保するために、「日清製粉グループリスクマネジメント規程」及び「クライシスコントロール規程」を整備し、リスクマネジメント及びクライシスの定義を明確に定めるとともに、当社に「リスクマネジメント委員会」を設置し、日清製粉グループ全体のリスクマネジメントを統括しております。なお、日清製粉グループの社員はクライシスが発生した際には当社「コールセンター」に報告することを義務付けられており、それらの情報は迅速に経営トップに報告され、適切な初動対応により損害を最小限に抑える仕組みとなっております。

内部監査及び監査役監査の状況

当社は内部監査部門として内部統制部及び設備・安全、環境保全、品質保証の各監査を担当する専門スタッフを置き、日清製粉グループ各社の内部監査を実施しております。内部統制部並びに専門スタッフの人員は、内部統制部20名、設備・安全監査担当9名、環境監査担当7名、品質保証監査担当7名であります。

当社は監査役5名で、監査役会を組織し、監査基準及び監査計画に従い、監査役監査を実施しております。監査役の内2名は常勤監査役で、主要子会社監査役を兼任し、日清製粉グループ各社の監査を行っております。また、監査役の職務を補助する者として監査役付4名を置き、監査体制の充実を図っております。

なお、監査役渡邊誠氏は、当社の財務部長等としての経験を有しており、また、監査役伊東敏氏は、公認会計士の資格を有しております。

当社監査役と内部統制部は監査結果をその都度相互に報告し、主要子会社監査役及び専門監査スタッフは監査結果を当社監査役及び内部統制部に報告し、連携を図っております。また、当社監査役と子会社監査役及び内部統制部とは定期的に日清製粉グループ監査役連絡会を開催し、監査事例等について意見交換を行い、問題意識の共有化を図り、グループ全体の監査品質の向上に努めております。

当社及び主要子会社は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を委嘱しております。当社監査役及び各子会社監査役は、同監査法人と定期的に連絡会を開催し、監査計画及び監査結果について報告並びに説明を受け、情報交換を行うなど連携を図っております。

当社監査役は代表取締役及び総務・法務、経理・財務等を担当する取締役と定期的に会合を実施し、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

社外取締役及び社外監査役の各氏並びに各氏の所属している会社等と当社との間には、「主要な取引先」に該当する取引関係はなく、人的関係、資本的関係その他の利害関係もありません。

取締役奥村有敬氏及び三村明夫氏には独立した社外取締役として、当社の業務執行に対する適切な助言、監督を行っていただいております。また、監査役河和哲雄氏、伏屋和彦氏及び伊東敏氏には独立した社外監査役として、当社経営への監査を客観的に行っていただいております。

取締役奥村有敬氏は、長年にわたる実業界や国際機関での経験及び日本のコーポレートガバナンスの分野での指導的な立場から適切な意見等をいただいております。社外取締役として適任な方と判断いたしました。取締役三村明夫氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有する方であり、当社の業務執行に対する適切な助言、監督を行っていただくため、社外取締役として適任な方と判断いたしました。監査役河和哲雄氏は、弁護士としての豊富な知識と経験を活かし、適法性の観点から監査体制を一層充実させるため、社外監査役として適任な方と判断いたしました。監査役伏屋和彦氏は、大蔵省（現財務省）等において要職を歴任し豊富な経験と高度な専門的知識を有しており、社外監査役として適任な方と判断いたしました。監査役伊東敏氏は、公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する高度な専門的知識を有しており、社外監査役として適任な方と判断いたしました。

社外取締役及び社外監査役の独立性につきましては、親会社又は兄弟会社の業務執行者ではないこと、主要な取引先若しくはその業務執行者でないこと、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を受け取っているコンサルタント等でないこと、あるいはこれらの近親者でないこと等、東京証券取引所及び大阪証券取引所が公表している独立性に関する判断基準を斟酌した上で、一般株主と利益相反が生じるおそれの有無について判定しております。

社外取締役及び社外監査役に対しては、秘書室が窓口となり、取締役会に付議する議案について事前説明が必要な場合は提案部署と連携して対応しております。その上で社外取締役及び社外監査役は、取締役会に出席し、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行っております。さらに、社外監査役は、監査役会において常勤の監査役から監査の実施状況について報告を受けるとともに、監査法人との定期的な連絡会にも出席しております。

役員報酬等

イ．提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役(社外取締役を除く。)	281	196	15	70	12
監査役(社外監査役を除く。)	35	35	-	-	2
社外役員	48	46	2	-	5

ロ．提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、平成18年6月28日開催の第162回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額3億50百万円以内、監査役の報酬額は年額90百万円以内と決議しております。また、各取締役の報酬については取締役会において決議し、各監査役の報酬については監査役の協議により決定しております。なお、当社の役員の報酬は、役位に応じた基本報酬と業績等による変動要素を勘案した報酬で構成することとしております。

株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

52銘柄 47,297百万円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び

保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
山崎製パン(株)	9,962,343	9,514	当社グループが投資株式発行者(グループ会社を含む)に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
住友商事(株)	4,180,244	4,857	同上
日清食品ホールディングス(株)	1,264,982	3,684	当社グループが投資株式発行者のグループ会社に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
三菱商事(株)	1,538,474	3,396	当社グループが投資株式発行者(グループ会社を含む)に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	4,727,150	1,942	当社グループと投資株式発行者のグループ会社との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
丸紅(株)	3,135,511	1,843	当社グループが投資株式発行者(グループ会社を含む)に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
(株)三井住友フィナンシャルグループ	564,394	1,574	当社グループと投資株式発行者のグループ会社との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
(株)ニチレイ	3,216,500	1,128	当社グループが投資株式発行者(グループ会社を含む)に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
キョーリン製菓ホールディングス(株)	754,000	1,080	当社グループが投資株式発行者のグループ会社に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
Eurogerm S.A.	634,580	1,050	当社グループと投資株式発行者とのアジアにおける、製パン改良剤等の事業に関する業務提携をより強固なものとするため
ホソカワミクロン(株)	2,500,000	925	当社グループと投資株式発行者との粉体機器事業等に関する協力関係を構築するため
日清紡ホールディングス(株)	1,139,800	910	当社グループが投資株式発行者のグループ会社に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
(株)群馬銀行	1,507,620	691	当社グループと投資株式発行者との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
スルガ銀行(株)	833,910	622	同上
住友信託銀行(株)(注)	1,288,817	608	同上
キッコーマン(株)	660,486	541	当社グループが投資株式発行者のグループ会社に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため

銘柄	株式数(株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
(株)百五銀行	1,360,013	486	当社グループと投資株式発行者との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
(株)オリエンタルランド	30,000	217	当社グループが投資株式発行者に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
(株)みずほフィナンシャルグループ	1,310,780	199	当社グループと投資株式発行者のグループ会社との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
(株)阿波銀行	371,865	178	当社グループと投資株式発行者との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
東京海上ホールディングス(株)	59,770	142	当社グループと投資株式発行者のグループ会社との間に保険取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
日清オイリオグループ(株)	254,100	106	当社グループと投資株式発行者(グループ会社を含む)との間に原材料等の仕入取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
NKSJホールディングス(株)	173,250	98	当社グループと投資株式発行者のグループ会社との間に保険取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
(株)七十七銀行	212,608	93	当社グループと投資株式発行者との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
ヤマエ久野(株)	82,286.972	76	当社グループが投資株式発行者(グループ会社を含む)に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
(株)百十四銀行	220,496	67	当社グループと投資株式発行者との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
(株)千葉銀行	127,338	63	同上
丸八倉庫(株)	201,600	33	当社グループが投資株式発行者を通じて物流業界の動向を把握し、物流取引関係を強化するため
第一生命保険(株)	230	31	当社グループと投資株式発行者との間に保険取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
双日(株)	123,527	20	当社グループが投資株式発行者(グループ会社を含む)に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため

(注)住友信託銀行(株)は、平成23年4月1日をもって三井住友トラスト・ホールディングス(株)の完全子会社となっております。

みなし保有株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
三菱商事(株)	1,500,000	3,312	議決権行使の指図
山崎製パン(株)	1,100,000	1,050	同上
(株)三井住友フィナンシャルグループ	110,000	306	同上

(当事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
山崎製パン(株)	11,062,343	12,644	当社グループが投資株式発行者(グループ会社を含む)に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
三菱商事(株)	3,038,474	5,967	同上
住友商事(株)	4,180,244	5,129	同上
日清食品ホールディングス(株)	1,264,982	3,917	当社グループが投資株式発行者のグループ会社に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	4,727,150	2,004	当社グループと投資株式発行者のグループ会社との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
丸紅(株)	3,135,511	1,887	当社グループが投資株式発行者(グループ会社を含む)に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
(株)三井住友フィナンシャルグループ	674,394	1,884	当社グループと投資株式発行者のグループ会社との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
(株)ニチレイ	3,216,500	1,267	当社グループが投資株式発行者(グループ会社を含む)に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
ホソカワミクロン(株)	2,500,000	1,177	当社グループと投資株式発行者との粉体機器事業及びプラントエンジニアリング事業等に関する業務提携をより強固なものとするため
キョーリン製薬ホールディングス(株)	754,000	1,158	当社グループが投資株式発行者のグループ会社に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
Eurogerm S.A.	634,580	1,148	当社グループと投資株式発行者とのアジアにおける、製パン改良剤等の事業に関する業務提携をより強固なものとするため
日本通運(株)	3,208,000	1,042	当社グループと投資株式発行者(グループ会社を含む)との間に物流取引関係があり、その取引関係を維持・拡大するため
清水建設(株)	2,947,000	978	当社グループが投資株式発行者に建設・保全業務を委託しており、その取引関係を維持・強化するため
日清紡ホールディングス(株)	1,139,800	901	当社グループが投資株式発行者のグループ会社に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
(株)群馬銀行	1,507,620	676	当社グループと投資株式発行者との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
スルガ銀行(株)	833,910	674	同上
キッコーマン(株)	660,486	615	当社グループが投資株式発行者のグループ会社に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため

銘柄	株式数(株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	1,920,337	535	当社グループと投資株式発行者のグループ会社との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
(株)百五銀行	1,360,013	515	当社グループと投資株式発行者との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
(株)博報堂DYホールディングス	73,460	377	当社グループの投資株式発行者のグループ会社を通じた広告宣伝活動を効果的に行うため
(株)電通	130,400	339	当社グループの投資株式発行者(グループ会社を含む)を通じた広告宣伝活動を効果的に行うため
(株)オリエンタルランド	30,000	259	当社グループが投資株式発行者に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
(株)阿波銀行	371,865	193	当社グループと投資株式発行者との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
(株)みずほフィナンシャルグループ	1,311,693	181	当社グループと投資株式発行者のグループ会社との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
東京海上ホールディングス(株)	59,770	134	当社グループと投資株式発行者のグループ会社との間に保険取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
日清オイリオグループ(株)	254,100	88	当社グループと投資株式発行者(グループ会社を含む)との間に原材料等の仕入取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
(株)百十四銀行	220,496	87	当社グループと投資株式発行者との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
NKSJホールディングス(株)	43,312	83	当社グループと投資株式発行者のグループ会社との間に保険取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
ヤマエ久野(株)	83,679.582	82	当社グループが投資株式発行者(グループ会社を含む)に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
(株)七十七銀行	212,608	78	当社グループと投資株式発行者との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため

八．保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
該当事項はありません。

業務を執行した公認会計士

当社及び主要子会社は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を委嘱しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、星野正司、會田将之、根本知香の3氏であります。また、監査業務に係る補助者の構成（連結子会社を含む）は、公認会計士10名、その他20名であります。

なお、同監査法人は公認会計士協会の倫理規程を踏まえた内規により、筆頭業務執行社員としての担当期間を連続5会計年度を超えないように担当替えを行っております。

取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議について、累積投票によらない旨も定款に定めております。

剰余金の配当等の決定機関

機動的な資本政策を可能とするため、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会決議に加えて取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

中間配当の決定機関

株主への機動的な利益還元を可能とするため、当社は、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項の中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

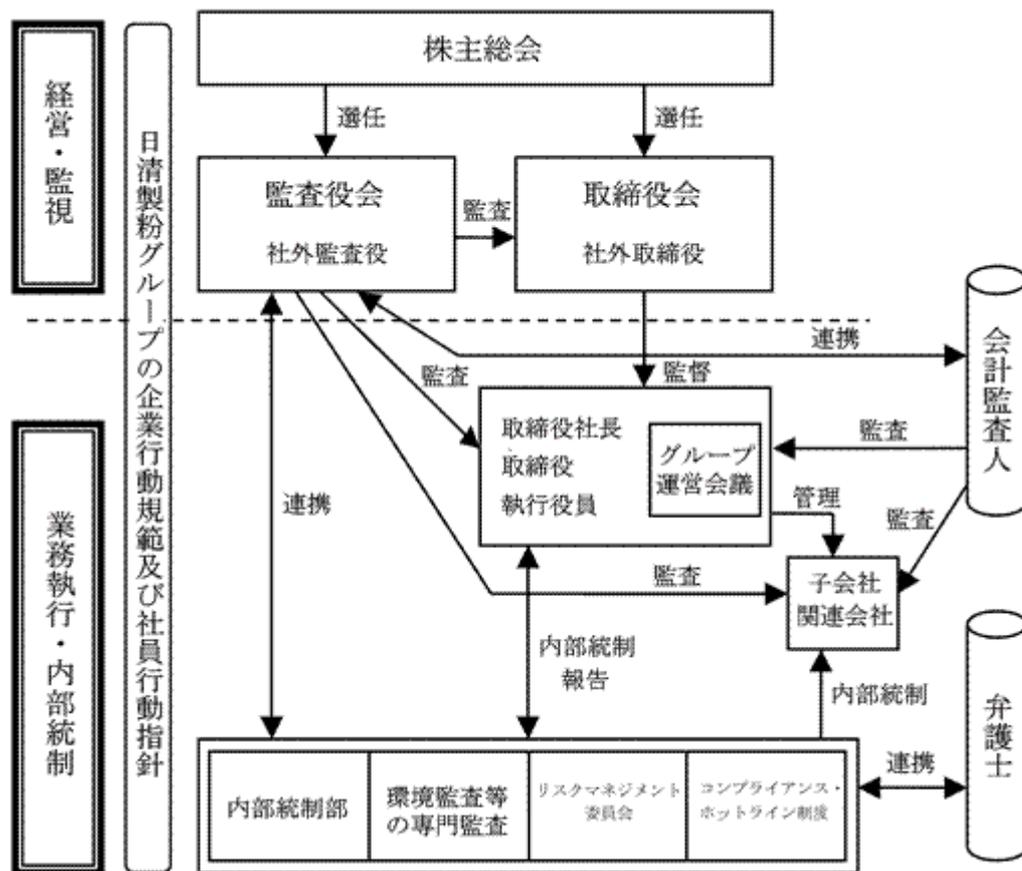
株主総会の特別決議要件

特別決議事項の審議をより確実に行うことを可能とするため、当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役の責任を合理的な範囲にとどめることにより、期待される役割を適切に遂行することができるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

当社グループの業務執行体制、経営・監視及び内部統制の仕組みは下図のとおりです。



(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	50	-	54	-
連結子会社	127	-	111	1
計	178	-	166	1

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度及び当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

連結子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として「翻訳業務」を委託しております。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、会社の規模、監査日数等を勘案した上で決定しております。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また、会計基準等の変更等についても的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、各種情報を取得するとともに、当該法人や監査法人、各種団体の行う研修への参加、並びに会計専門誌の定期購読等を行っております。さらに、連結子会社等において経理責任者及び関係各部署長が個別決算内容等の連結財務諸表等の基礎となる情報が適正に作成されていることを十分に確認したことを踏まえ、各社長がその旨を記載した宣誓書に自署押印し、当社社長へ提出する体制をとり、また、当社内においても経理責任者及び関係各部署長が同様の確認を行ったうえで宣誓書に自署押印し、当社社長へ提出する体制をとることで、連結財務諸表等の適正性の確保に努めております。

1【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	57,938	注5 59,020
受取手形及び売掛金	57,919	注5,7 65,015
有価証券	24,744	16,141
たな卸資産	注1 43,059	注1,5 62,283
繰延税金資産	5,692	4,938
その他	6,182	注5 6,225
貸倒引当金	323	194
流動資産合計	195,213	213,431
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	注2,3,5 43,253	注2,3,5 45,329
機械装置及び運搬具(純額)	注2,3,5 28,438	注2,3,5 28,816
土地	注5 34,098	注5 35,704
建設仮勘定	1,658	注5 2,645
その他(純額)	注2,5 3,007	注2,5 2,873
有形固定資産合計	110,456	115,370
無形固定資産		
のれん	-	9,044
その他	3,756	3,754
無形固定資産合計	3,756	12,798
投資その他の資産		
投資有価証券	注4 69,597	注4 80,378
長期貸付金	54	50
繰延税金資産	3,250	3,590
その他	注4 7,241	注4 6,497
貸倒引当金	153	161
投資その他の資産合計	79,991	90,355
固定資産合計	194,204	218,525
資産合計	389,418	431,956

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	36,634	注7 50,003
短期借入金	注5 2,866	注5 5,813
未払法人税等	4,992	5,442
未払費用	15,418	15,692
その他	14,517	15,335
流動負債合計	74,429	92,287
固定負債		
長期借入金	145	注5 2,117
繰延税金負債	11,371	11,814
退職給付引当金	9,360	18,420
役員退職慰労引当金	400	371
修繕引当金	1,570	1,452
長期預り金	5,492	5,554
その他	1,398	1,139
固定負債合計	29,739	40,869
負債合計	104,168	133,157
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,117	17,117
資本剰余金	9,450	9,453
利益剰余金	239,380	247,736
自己株式	3,171	3,186
株主資本合計	262,776	271,120
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	18,205	22,776
繰延ヘッジ損益	99	170
為替換算調整勘定	2,281	2,677
その他の包括利益累計額合計	16,023	20,269
新株予約権	138	188
少数株主持分	6,311	7,220
純資産合計	285,249	298,798
負債純資産合計	389,418	431,956

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
売上高	424,156	441,963
売上原価	注1,2 285,700	注1,2 306,649
売上総利益	138,455	135,313
販売費及び一般管理費	注2,3 113,120	注2,3 112,200
営業利益	25,335	23,113
営業外収益		
受取利息	215	217
受取配当金	1,344	1,545
持分法による投資利益	591	800
受取賃貸料	342	335
その他	373	494
営業外収益合計	2,866	3,394
営業外費用		
支払利息	71	83
為替差損	89	64
品質保証関連費用	-	50
その他	201	176
営業外費用合計	362	375
経常利益	27,839	26,132
特別利益		
固定資産売却益	注4 1,193	注4 581
投資有価証券売却益	24	13
負ののれん発生益	2,643	-
関係会社清算益	203	-
受取保険金	-	239
その他	53	54
特別利益合計	4,117	889
特別損失		
固定資産除却損	注5 574	注5 421
投資有価証券評価損	1,440	100
減損損失	注6 3,090	注6 462
震災による損失	972	-
退職給付制度改定損	-	1,290
生産体制改善関連費用	-	228
その他	65	156
特別損失合計	6,142	2,660
税金等調整前当期純利益	25,815	24,361
法人税、住民税及び事業税	10,889	9,468
法人税等調整額	441	829
法人税等合計	10,448	10,297
少数株主損益調整前当期純利益	15,367	14,063
少数株主利益	1,179	736
当期純利益	14,187	13,326

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	15,367	14,063
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,148	4,561
繰延ヘッジ損益	12	80
為替換算調整勘定	598	672
持分法適用会社に対する持分相当額	103	71
その他の包括利益合計	2,863	注1 3,898
包括利益	12,503	17,962
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	11,495	17,573
少数株主に係る包括利益	1,008	389

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	17,117	17,117
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	17,117	17,117
資本剰余金		
当期首残高	9,448	9,450
当期変動額		
自己株式の処分	1	3
当期変動額合計	1	3
当期末残高	9,450	9,453
利益剰余金		
当期首残高	230,661	239,380
当期変動額		
剰余金の配当	5,468	4,971
当期純利益	14,187	13,326
当期変動額合計	8,719	8,355
当期末残高	239,380	247,736
自己株式		
当期首残高	3,187	3,171
当期変動額		
自己株式の取得	81	29
自己株式の処分	97	14
当期変動額合計	15	15
当期末残高	3,171	3,186
株主資本合計		
当期首残高	254,040	262,776
当期変動額		
剰余金の配当	5,468	4,971
当期純利益	14,187	13,326
自己株式の取得	81	29
自己株式の処分	98	17
当期変動額合計	8,736	8,344
当期末残高	262,776	271,120

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	20,303	18,205
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,097	4,571
当期変動額合計	2,097	4,571
当期末残高	18,205	22,776
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	105	99
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5	71
当期変動額合計	5	71
当期末残高	99	170
為替換算調整勘定		
当期首残高	1,693	2,281
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	588	396
当期変動額合計	588	396
当期末残高	2,281	2,677
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	18,715	16,023
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,692	4,246
当期変動額合計	2,692	4,246
当期末残高	16,023	20,269
新株予約権		
当期首残高	83	138
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	55	49
当期変動額合計	55	49
当期末残高	138	188
少数株主持分		
当期首残高	30,388	6,311
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	24,076	908
当期変動額合計	24,076	908
当期末残高	6,311	7,220
純資産合計		
当期首残高	303,226	285,249
当期変動額		
剰余金の配当	5,468	4,971
当期純利益	14,187	13,326
自己株式の取得	81	29
自己株式の処分	98	17
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	26,713	5,204
当期変動額合計	17,977	13,548
当期末残高	285,249	298,798

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	25,815	24,361
減価償却費	13,681	13,636
減損損失	3,090	462
退職給付引当金の増減額（ は減少）	248	5,021
前払年金費用の増減額（ は増加）	796	820
受取利息及び受取配当金	1,559	1,763
支払利息	71	83
持分法による投資損益（ は益）	591	800
投資有価証券売却損益（ は益）	24	13
負ののれん発生益	2,643	-
売上債権の増減額（ は増加）	1,562	5,940
たな卸資産の増減額（ は増加）	5,736	16,727
仕入債務の増減額（ は減少）	14,430	12,893
その他	2,191	923
小計	46,615	32,958
利息及び配当金の受取額	1,959	1,984
利息の支払額	75	85
法人税等の支払額	13,643	8,778
営業活動によるキャッシュ・フロー	34,856	26,078
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	71,602	45,625
定期預金の払戻による収入	92,192	46,379
有価証券の取得による支出	23,645	15,176
有価証券の売却による収入	21,916	26,174
有形及び無形固定資産の取得による支出	12,425	14,755
有形及び無形固定資産の売却による収入	1,466	521
投資有価証券の取得による支出	2,319	2,653
投資有価証券の売却による収入	74	31
関係会社株式の取得による支出	21,881	0
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	注2 10,578
長期貸付けによる支出	6	4
長期貸付金の回収による収入	21	8
その他	141	434
投資活動によるキャッシュ・フロー	16,067	15,244
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	105	396
長期借入金の返済による支出	13	-
自己株式の売却による収入	98	17
自己株式の取得による支出	81	29
配当金の支払額	5,468	4,971
その他	803	755
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,373	6,134
現金及び現金同等物に係る換算差額	302	400
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	12,112	4,299
現金及び現金同等物の期首残高	29,975	42,087
現金及び現金同等物の期末残高	注1 42,087	注1 46,387

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社45社

- ・ 主要会社名：日清製粉(株)、Miller Milling Company, LLC、日清フーズ(株)、マ・マーマカロニ(株)、イニシオフーズ(株)、オリエンタル酵母工業(株)、日清ファルマ(株)、日清ペットフード(株)、日清エンジニアリング(株)、(株)NBCメッシュテック
- ・ 子会社のうち(株)日清経営技術センター他4社は連結の範囲に含まれておりません。これらの非連結子会社は総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。

(2) 連結の範囲の異動状況

(新規) 6社

- ・ 当連結会計年度から、Miller Milling Company, LLC他3社は新たに持分を取得したこと等により、Oriental Yeast India Pvt. Ltd.は新たに設立したことにより、それぞれ連結の範囲に含めております。
- ・ 前連結会計年度まで持分法適用関連会社であった阪神サイロ(株)は、株式の追加取得により、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社9社(非連結子会社1社、関連会社8社)

- ・ 主要会社名：日清丸紅飼料(株)、日本ロジテム(株)
- ・ 持分法を適用していない非連結子会社4社及び関連会社8社は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がありません。

(2) 持分法の適用範囲の異動状況

(新規) 1社

- ・ 当連結会計年度から、欧諾嘉(上海)商貿有限公司はユーロジャーム社との合併で新たに設立したことにより、持分法の適用範囲に含めております。

(除外) 1社

- ・ 前連結会計年度まで持分法適用関連会社であった阪神サイロ(株)は、連結子会社となったため、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる連結子会社は次のとおりであります。いずれの会社も連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しております。但し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

会社名	決算日
ロジャーズ・フーズ(株)	1月31日
タイ日清製粉(株)他12社	12月31日

なお、Miller Milling Company, LLC他3社は、平成23年12月31日の財務諸表に平成24年3月の株式取得日までの重要な取引に関する調整を行ったものを、Oriental Yeast India Pvt. Ltd.は平成24年2月の出資金払込時の財務諸表をそれぞれ使用しており、上記社数には含めておりません。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的債券……償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

デリバティブ……時価法

たな卸資産

製品……小麦粉、ふすまについては売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、その他の製品については主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原料……主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として定率法によっております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

在外連結子会社は主として定額法によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（平成19年3月30日改正）の適用初年度開始前（平成20年3月31日以前）の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、金銭債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は、主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員及び既退職の年金受給者の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務年数による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務年数による定額法により按分した額を主としてそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

（追加情報）

当社及び一部の連結子会社は、従来、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けておりましたが、平成23年10月1日付で、退職一時金制度、確定拠出年金制度及び既退職の年金受給者を対象とする確定給付企業年金制度へ移行しております。

役員退職慰労引当金

国内連結子会社のうち10社は役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計は、繰延ヘッジ処理によっております。但し、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

ヘッジ手段

...デリバティブ取引（為替予約取引及び通貨コールオプションの買建取引）

ヘッジ対象

...外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的でのみヘッジ手段を利用する方針であります。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、高い有効性があるとみなしております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、発生日以後、主に10年で均等償却を行っております。但し、少額な場合は発生年度に償却する方法によっております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日）を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、この変更による影響はありません。

【追加情報】

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
商品及び製品	21,897百万円	24,917百万円
仕掛品	2,602	3,061
原材料及び貯蔵品	18,559	34,304

2 有形固定資産減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
	225,819百万円	235,187百万円

3 国庫補助金等の交付により取得した有形固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
有形固定資産の圧縮記帳累計額	359百万円	359百万円

4 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
投資有価証券	16,416百万円	15,995百万円
その他	125	164
(うち、共同支配企業に対する投資の金額)	(125百万円)	(164百万円)

5 担保資産

担保資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
受取手形及び売掛金	- 百万円	1,134百万円
たな卸資産	-	2,737
建物及び構築物	1,324	2,081
機械装置及び運搬具	592	2,057
その他	124	771
合計	2,041	8,783

担保付債務の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
短期借入金	200百万円	2,874百万円
長期借入金	-	1,582
合計	200	4,456

6 保証債務

相手先	摘要	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
(従業員住宅ローン)	金融機関借入金	123百万円	83百万円
(関係会社)			
阪神サイロ㈱	金融機関借入金	480	-
(取引先関係)			
日本バイオ㈱	金融機関借入金	164	122
合計		768	206

7 連結会計年度末日満期手形は、手形交換日をもって決済処理をしております。したがって、当連結会計年度末日は金融機関の休日であったため、連結会計年度末日満期手形が以下の科目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
受取手形	- 百万円	379百万円
支払手形	-	0

(連結損益計算書関係)

1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれておりません。

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
	338百万円	262百万円

2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
	5,866百万円	5,980百万円

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
販売運賃	25,645百万円	26,227百万円
販売促進費	34,640	34,518
給料	12,811	12,933
賞与及び手当	9,636	9,590
退職給付費用	1,295	1,590

4 固定資産売却益

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)及び当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)
主として、土地の売却益であります。

5 固定資産除却損

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)及び当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)
主として、機械装置等の除却損であります。

6 減損損失

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)
当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
埼玉県熊谷市 他	事業用資産 (食品事業)	建物及び構築物、機械装置及び 運搬具、土地 他
兵庫県神戸市 他	賃貸用資産	建物及び構築物、土地
兵庫県篠山市 他	遊休資産	建物及び構築物、土地

当社グループは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって、資産のグルーピングを行っております。

上記事業用資産および賃貸用資産は、当該資産から得られる回収可能価額が帳簿価額を下回るため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(事業用資産2,410百万円、賃貸用資産475百万円)として特別損失に計上しております。事業用資産の減損損失の内訳は、建物及び構築物1,293百万円、機械装置及び運搬具324百万円、土地499百万円、その他292百万円であり、賃貸用資産については、建物及び構築物158百万円、土地316百万円であります。

また、上記遊休資産は、市場価額が著しく下落しているため、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失204百万円として特別損失に計上しております。遊休資産の減損損失の内訳は、建物及び構築物1百万円、土地202百万円であります。

上記資産グループの回収可能価額は、使用価値(割引率は、主として5%)または正味売却価値(不動産鑑定評価額等により評価)により測定しております。

当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

記載すべき事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金	
当期発生額	4,640百万円
組替調整額	6
税効果調整前	4,634
税効果額	73
その他有価証券評価差額金	4,561
繰延ヘッジ損益	
当期発生額	144
組替調整額	21
税効果調整前	122
税効果額	42
繰延ヘッジ損益	80
為替換算調整勘定	
当期発生額	672
持分法適用会社に対する持分相当額	
当期発生額	71
その他包括利益合計	3,898

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式 普通株式	251,535	-	-	251,535
自己株式 普通株式	3,059	77	91	3,045

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加株式数の内訳

単元未満株式の買取りによる増加 77千株

2. 普通株式の自己株式の減少株式数の内訳

単元未満株式の売却による減少 10千株

ストック・オプションの権利行使による減少 81千株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権		-				138
	合計		-				138

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成22年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 2,982百万円

1株当たり配当額 12円

基準日 平成22年3月31日

効力発生日 平成22年6月28日

平成22年10月29日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 2,485百万円

1株当たり配当額 10円

基準日 平成22年9月30日

効力発生日 平成22年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成23年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 2,485百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 10円

基準日 平成23年3月31日

効力発生日 平成23年6月29日

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式 普通株式	251,535	-	-	251,535
自己株式 普通株式	3,045	30	13	3,062

（注）1. 普通株式の自己株式の増加株式数の内訳

単元未満株式の買取りによる増加 30千株

2. 普通株式の自己株式の減少株式数の内訳

単元未満株式の売却による減少 4千株

ストック・オプションの権利行使による減少 9千株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプション としての新株予約権		-				188
	合計		-				188

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

平成23年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 2,485百万円
1株当たり配当額 10円
基準日 平成23年3月31日
効力発生日 平成23年6月29日

平成23年10月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 2,485百万円
1株当たり配当額 10円
基準日 平成23年9月30日
効力発生日 平成23年12月5日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成24年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 2,485百万円
配当の原資 利益剰余金
1株当たり配当額 10円
基準日 平成24年3月31日
効力発生日 平成24年6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
現金及び預金	57,938百万円	59,020百万円
有価証券	24,744	16,141
計	82,682	75,161
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	26,799	26,042
取得日から償還日までの期間が3ヶ月を超える債券等	13,795	2,732
現金及び現金同等物期末残高	42,087	46,387

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

持分の取得により新たにMiller Milling Company,LLC、Miller Milling Company,LP及びMiller Trading Company,LLCを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに持分の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	4,404百万円
固定資産	2,482
のれん	8,947
流動負債	3,528
固定負債	1,582
持分の取得価額	10,722
内 未払額	128
現金及び現金同等物	15
持分取得のための支出	10,578

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1)リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主として、情報システム機器(工具、器具及び備品)であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2)リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き適用しており、その内容は次のとおりであります。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)			
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額 (百万円)	減損損失累計額 相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
機械装置及び 運搬具	1,925	1,421	132	370
その他	1,421	1,158	48	214
合計	3,347	2,580	181	585

	当連結会計年度 (平成24年3月31日)			
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額 (百万円)	減損損失累計額 相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
機械装置及び 運搬具	1,696	1,374	131	190
その他	1,180	1,049	45	85
合計	2,876	2,423	177	276

未経過リース料期末残高相当額等

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
	未経過リース料期末残高相当額	
1年内	375百万円	211百万円
1年超	348	136
合計	723	348
リース資産減損勘定の残高	137	70

なお、取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
支払リース料	509百万円	374百万円
リース資産減損勘定の取崩額	43	66
減価償却費相当額	466	308
減損損失	181	-

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借主側)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内	56百万円	64百万円
1年超	90	93
合計	147	157

(貸主側)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内	112百万円	107百万円
1年超	742	574
合計	855	682

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、今後の戦略投資等に対する待機資金及び一時的な余資については確定利回りの定期預金や有価証券にて運用を行うこととし、売買差益を獲得する目的や投機的目的のための運用は行わない方針であります。また、資金調達については短期の資金需要に関しては銀行借入により、長期の資金需要に関しては銀行借入、社債発行及び増資等を市場の状況等を勘案した上で最適な方法により調達する方針であります。

投資有価証券は、取引先企業との業務または資本提携等に関連する株式を取得及び保有することを原則としております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、売買差益を獲得する目的や投機的目的のために単独で利用することは行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金及び預金は主に定期預金で運用しており、有価証券は主として債券による運用を行っておりますが、いずれも預け入れ先または発行体の信用リスク、及び市場価格の変動リスクに晒されております。これらのリスクに関しては、当社グループ各社の内規により、運用対象資産、預け入れ先または発行体、運用期間及び預け入れ先または発行体ごとの運用上限額等を限定することでリスクを最小化するとともに、リスクの分散を図ることとしております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループ各社の内規に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や低減を図っております。

投資有価証券は、取引先企業との業務または資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、流動性リスクに晒されておりますが、そのほとんどが1年以内の支払期日であり、当社グループでは、各社が資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

デリバティブ取引においては、将来の為替変動によるリスクを回避する目的で、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金を含む特定の外貨建資産、負債を対象として為替予約取引、通貨オプション取引等を利用し、また、一部在外連結子会社において、将来の小麦相場の変動リスク等を回避する目的で、原料小麦を対象とした商品先物取引等を利用しております。これらの取引については相場変動による一般的な市場リスクを有しております。このリスクを低減するため、当社グループ各社の内規により対象となる実需取引を超えるものを禁じており、その総額に対してデリバティブ取引を行える一定割合を定めております。なお、通貨オプション取引については、内規により買建のコールオプションのみに限定しております。また、これらの取引については、主として為替相場変動リスクが発生する事業会社所管部署からの指示に基づき、当社経理・財務本部が取引を行っております。なお、一部の連結子会社は主として各社内で所管部署からの指示に基づき財務担当部署が取引を行っております。これらデリバティブ取引の管理に当たっては、当社経理・財務本部または各社の財務担当部署が毎月銀行等よりデリバティブ取引の残高通知書を受領し、実績との一致を確認の上、当社経理・財務本部長または各社財務担当部署担当取締役及び所管部署担当取締役に報告する等の体制を敷いております。また、当社グループのデリバティブ取引の契約先はいずれも信用度の高い金融機関等であるため相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください。）。

前連結会計年度（平成23年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	57,938	57,938	-
(2) 受取手形及び売掛金	57,919	57,919	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	2,000	2,000	-
その他有価証券	71,026	71,026	-
資産計	188,884	188,884	-
(1) 支払手形及び買掛金	36,634	36,634	-
負債計	36,634	36,634	-
デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	7	7	-
ヘッジ会計が適用されているもの	114	114	-
デリバティブ取引計	121	121	-

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	59,020	59,020	-
(2) 受取手形及び売掛金	65,015	65,015	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,000	1,000	-
その他有価証券	74,710	74,710	-
資産計	199,747	199,747	-
(1) 支払手形及び買掛金	50,003	50,003	-
負債計	50,003	50,003	-
デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	10	10	-
ヘッジ会計が適用されているもの	227	227	-
デリバティブ取引計	237	237	-

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格を時価としております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額(百万円)

区分	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
非上場株式	18,773	18,332

非上場株式は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれ、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。従って、「資産(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成23年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)
現金及び預金	57,938	-
受取手形及び売掛金	57,919	-
有価証券及び投資有価証券		
満期保有目的の債券	2,000	-
その他有価証券のうち満期があるもの	22,749	-
合計	140,607	-

当連結会計年度(平成24年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)
現金及び預金	59,020	-
受取手形及び売掛金	65,015	-
有価証券及び投資有価証券		
満期保有目的の債券	1,000	-
その他有価証券のうち満期があるもの	15,148	-
合計	140,185	-

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成23年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	2,000	2,000	-
	小計	2,000	2,000	-
合計		2,000	2,000	-

当連結会計年度(平成24年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	1,000	1,000	-
	小計	1,000	1,000	-
合計		1,000	1,000	-

2. その他有価証券

前連結会計年度（平成23年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	42,187	10,537	31,649
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-	
	小計	42,187	10,537	31,649
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	6,094	6,811	716
	(2) 債券			
	国債・地方債等	22,744	22,746	1
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-	
	小計	28,839	29,557	718
	合計	71,026	40,095	30,931

（注）非上場株式（連結貸借対照表計上額4,899百万円）については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれ、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	55,178	19,020	36,158
	(2) 債券			
	国債・地方債等	1,898	1,898	0
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-	
	小計	57,077	20,918	36,158
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	4,390	4,982	591
	(2) 債券			
	国債・地方債等	12,242	12,242	0
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
(3) その他	1,000	1,000	-	
	小計	17,633	18,225	592
	合計	74,710	39,144	35,566

（注）非上場株式（連結貸借対照表計上額4,813百万円）については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれ、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	74	24	-

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	32	13	0

4. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

その他有価証券について1,440百万円の減損処理を行っております。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
その他有価証券について91百万円の減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1)通貨関連

前連結会計年度(平成23年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	うち1年超	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	通貨先物取引				
	買建 カナダドル	467	-	7	7
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建 米ドル	148	-	1	1
	買建 米ドル	439	-	1	1
	ユーロ	23	-	0	0
	日本円	1	-	0	0
合計		1,080	-	5	5

(注) 時価の算定方法 当該先物相場の終値及び取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	うち1年超	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	通貨先物取引				
	買建 カナダドル	283	-	5	5
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建 米ドル	178	-	8	8
	買建 米ドル	178	-	4	4
	ユーロ	6	-	0	0
	日本円	0	-	0	0
合計		646	-	1	1

(注) 時価の算定方法 当該先物相場の終値及び取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(2)商品関連

前連結会計年度(平成23年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	うち1年超	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	商品先物取引				
	売建 小麦	7	-	0	0
	買建 小麦	188	-	2	2
合計		195	-	1	1

(注) 時価の算定方法 当該先物相場の終値に基づき算定しております。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	うち1年超	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	商品先物取引				
	売建 小麦	1,170	-	72	72
	買建 小麦	1,418	-	31	31
	オプション取引				
	売建 プット 小麦	19	-	14	5
合計		2,608	-	55	46

(注) 時価の算定方法 当該先物相場の終値等に基づき算定しております。

(3)金利関連

当連結会計年度(平成24年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	時価	評価損益 (百万円)
			(百万円)	
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	3,104	-	46
合計		3,104	-	46

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1)通貨関連

前連結会計年度(平成23年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ 対象	契約額等	時価
			(百万円)	(百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 買建	買掛金		
	米ドル		2,965	-
	タイバーツ		1,340	-
	ユーロ		338	-
	カナダドル		70	-
	オプション取引 買建 コール 米ドル		11	-
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建	買掛金		
	米ドル		78	-
	ユーロ		227	-
合計			5,031	-

(注) 1 時価の算定方法 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ 対象	契約額等	時価
			(百万円)	(百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建	外貨建予定取引		
	米ドル		405	-
	為替予約取引 買建			
	米ドル		2,091	-
	タイバーツ	買掛金	933	-
	ユーロ		351	-
	オプション取引 買建 コール 米ドル	買掛金	1	-
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建	買掛金		
	米ドル		54	-
合計			3,839	-

(注) 1 時価の算定方法 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

主として適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、当社及び一部の国内連結子会社は退職給付信託を設定しております。なお、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

2 退職給付債務に関する事項(平成23年3月31日)

(イ)退職給付債務	45,290百万円
(ロ)年金資産	36,718
(ハ)未積立退職給付債務((イ)+(ロ))	8,571
(ニ)未認識数理計算上の差異	5,768
(ホ)未認識過去勤務債務	1,734
(ヘ)連結貸借対照表計上額純額((ハ)+(ニ)+(ホ))	4,537
(ト)前払年金費用	4,823
(チ)退職給付引当金((ヘ)-(ト))	9,360

(注) 一部の子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(イ)勤務費用	1,756百万円
(ロ)利息費用	1,031
(ハ)期待運用収益	868
(ニ)数理計算上の差異の費用処理額	621
(ホ)過去勤務債務の費用処理額	198
(ヘ)退職給付費用((イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)+(ホ))	2,344

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、(イ)勤務費用に計上しております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(イ)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(ロ)割引率	主として2.5%
(ハ)期待運用収益率	主として2.5%
(ニ)数理計算上の差異の処理年数(注1)	主として15年
(ホ)過去勤務債務の額の処理年数(注2)	15年

(注) 1 各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務年数による定額法により按分した額を主としてそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

2 各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務年数による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けております。また、当社及び一部の連結子会社は、既退職の年金受給者を対象とする確定給付企業年金制度を設けております。このほか、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

なお、当社及び一部の連結子会社は、平成23年10月に、適格退職年金制度及び退職一時金制度から、退職一時金制度、確定拠出年金制度及び既退職の年金受給者を対象とする確定給付企業年金制度へ移行しております。

この移行及びその他の連結子会社の退職金制度移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 平成14年1月31日)を適用しており、当連結会計年度において退職給付制度改定損1,290百万円を計上しております。

2 退職給付債務に関する事項(平成24年3月31日)

(イ)退職給付債務	31,936百万円
(ロ)年金資産	13,711
(ハ)未積立退職給付債務((イ)+(ロ))	18,224
(ニ)未認識数理計算上の差異	6,360
(ホ)未認識過去勤務債務	2,552
(ヘ)連結貸借対照表計上額純額((ハ)+(ニ)+(ホ))	14,417
(ト)前払年金費用	4,002
(チ)退職給付引当金((ヘ)-(ト))	18,420

(注)1 一部の子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2 年金資産は既退職の年金受給者を対象とする確定給付企業年金制度にかかるものであります。

3 当社及び一部の連結子会社における、適格退職年金制度及び退職一時金制度から、退職一時金制度、確定拠出年金制度及び既退職の年金受給者を対象とする確定給付企業年金制度への移行に伴う影響額は次のとおりであります。

退職給付債務の減少	14,105百万円
未認識数理計算上の差異	4,500
未認識過去勤務債務	460
年金資産の減少	20,546
前払年金費用の減少	1,778
退職給付引当金の増加	8,702

3 退職給付費用に関する事項(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(イ)勤務費用	1,471百万円
(ロ)利息費用	768
(ハ)期待運用収益	340
(ニ)数理計算上の差異の費用処理額	660
(ホ)過去勤務債務の費用処理額	221
(ヘ)退職給付費用((イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)+(ホ))	2,337
(ト)確定拠出年金制度への移行等に伴う損益	1,290
(二)その他	375
計	4,003

(注)1 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、(イ)勤務費用に計上しております。

2 「(二)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(イ)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(ロ)割引率	主として1.7%
(ハ)期待運用収益率	主として1.2%
(ニ)数理計算上の差異の処理年数(注1)	主として15年
(ホ)過去勤務債務の額の処理年数(注2)	主として15年

(注)1 各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務年数による定額法により按分した額を主としてそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

2 各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務年数による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 57百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役員(注)1 13名 当社連結子会社取締役 29名	当社取締役 10名 当社執行役員(注)1 12名 当社連結子会社取締役 25名	当社取締役 9名 当社執行役員(注)1 10名 当社連結子会社取締役 26名	当社取締役 12名 当社執行役員(注)1 11名 当社連結子会社取締役 23名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 290,400株 (注)2	普通株式 269,500株 (注)2	普通株式 258,500株 (注)2	普通株式 250,000株
付与日	平成15年7月23日	平成16年7月26日	平成17年8月17日	平成19年8月13日
権利確定条件	付されていません	同左	同左	同左
対象勤務期間	定めはありません	同左	同左	同左
権利行使期間	平成17年7月16日 ~平成22年7月15日	平成18年7月17日 ~平成23年7月16日	平成19年7月21日 ~平成24年7月20日	平成21年7月27日 ~平成26年7月26日

(注)1 当社執行役員には当社連結子会社取締役を兼任する者が含まれております。

2 平成17年11月18日に1株を1.1株に株式分割しておりますので、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 12名 当社執行役員(注)1 12名 当社連結子会社取締役 24名	当社取締役 12名 当社執行役員(注)1 12名 当社連結子会社取締役 23名	当社取締役 12名 当社執行役員(注)1 12名 当社連結子会社取締役 24名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 266,000株	普通株式 256,000株	普通株式 263,000株
付与日	平成20年8月19日	平成21年8月18日	平成22年8月18日
権利確定条件	付されていません	同左	同左
対象勤務期間	定めはありません	同左	同左
権利行使期間	平成22年8月20日 ~平成27年7月30日	平成23年8月19日 ~平成28年8月1日	平成24年8月19日 ~平成29年8月1日

(注)1 当社執行役員には当社連結子会社取締役を兼任する者が含まれております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成23年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成15年 ストック・ オプション (注)	平成16年 ストック・ オプション (注)	平成17年 ストック・ オプション (注)	平成19年 ストック・ オプション	平成20年 ストック・ オプション	平成21年 ストック・ オプション	平成22年 ストック・ オプション
権利確定前（株）							
前連結会計年度末	-	-	-	-	266,000	256,000	-
付与	-	-	-	-	-	-	263,000
失効	-	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	266,000	-	-
未確定残	-	-	-	-	-	256,000	263,000
権利確定後（株）							
前連結会計年度末	13,200	73,700	144,100	225,000	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	266,000	-	-
権利行使	13,200	39,600	15,400	-	13,000	-	-
失効	-	-	-	-	-	-	-
未行使残	-	34,100	128,700	225,000	253,000	-	-

（注）平成17年11月18日に1株を1.1株に株式分割しておりますので、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成15年 ストック・ オプション	平成16年 ストック・ オプション	平成17年 ストック・ オプション	平成19年 ストック・ オプション	平成20年 ストック・ オプション	平成21年 ストック・ オプション	平成22年 ストック・ オプション
権利行使価格（円）	811	999	1,085	1,197	1,397	1,131	1,098
行使時平均株価 （円）	1,094	1,077	1,045	-	1,043	-	-
付与日における公正 な評価単価（円）	-	-	-	102	201	232	216

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成22年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
主な基礎数値及び見積方法

	平成22年 ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	29.3%
予想残存期間 (注) 2	4年6か月
予想配当 (注) 3	22円/株
無リスク利率 (注) 4	0.25%

(注) 1. 4年6か月間(平成18年2月から平成22年8月まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 過去に実施したストック・オプションの権利行使実績から合理的に見積ることは困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3. 平成22年3月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 59百万円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

7百万円

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役員（注）1 12名 当社連結子会社取締役 25名	当社取締役 9名 当社執行役員（注）1 10名 当社連結子会社取締役 26名	当社取締役 12名 当社執行役員（注）1 11名 当社連結子会社取締役 23名	当社取締役 12名 当社執行役員（注）1 12名 当社連結子会社取締役 24名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 269,500株 （注）2	普通株式 258,500株 （注）2	普通株式 250,000株	普通株式 266,000株
付与日	平成16年7月26日	平成17年8月17日	平成19年8月13日	平成20年8月19日
権利確定条件	付されていません	同左	同左	同左
対象勤務期間	定めはありません	同左	同左	同左
権利行使期間	平成18年7月17日 ～平成23年7月16日	平成19年7月21日 ～平成24年7月20日	平成21年7月27日 ～平成26年7月26日	平成22年8月20日 ～平成27年7月30日

（注）1 当社執行役員には当社連結子会社取締役を兼任する者が含まれております。

2 平成17年11月18日に1株を1.1株に株式分割しておりますので、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 12名 当社執行役員（注）1 12名 当社連結子会社取締役 23名	当社取締役 12名 当社執行役員（注）1 12名 当社連結子会社取締役 24名	当社取締役 13名 当社執行役員（注）1 10名 当社連結子会社取締役 42名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 256,000株	普通株式 263,000株	普通株式 351,000株
付与日	平成21年8月18日	平成22年8月18日	平成23年8月18日
権利確定条件	付されていません	同左	同左
対象勤務期間	定めはありません	同左	同左
権利行使期間	平成23年8月19日 ～平成28年8月1日	平成24年8月19日 ～平成29年8月1日	平成25年8月19日 ～平成30年8月1日

（注）1 当社執行役員には当社連結子会社取締役を兼任する者が含まれております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成24年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成16年 ストック・ オプション (注)	平成17年 ストック・ オプション (注)	平成19年 ストック・ オプション	平成20年 ストック・ オプション	平成21年 ストック・ オプション	平成22年 ストック・ オプション	平成23年 ストック・ オプション
権利確定前（株）							
前連結会計年度末	-	-	-	-	256,000	263,000	-
付与	-	-	-	-	-	-	351,000
失効	-	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	256,000	-	-
未確定残	-	-	-	-	-	263,000	351,000
権利確定後（株）							
前連結会計年度末	34,100	128,700	225,000	253,000	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	256,000	-	-
権利行使	-	-	-	5,000	4,000	-	-
失効	34,100	53,900	71,000	-	-	-	-
未行使残	-	74,800	154,000	248,000	252,000	-	-

(注) 平成17年11月18日に1株を1.1株に株式分割しておりますので、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成16年 ストック・ オプション	平成17年 ストック・ オプション	平成19年 ストック・ オプション	平成20年 ストック・ オプション	平成21年 ストック・ オプション	平成22年 ストック・ オプション	平成23年 ストック・ オプション
権利行使価格(円)	999	1,085	1,197	1,397	1,131	1,098	1,025
行使時平均株価 (円)	-	-	-	1,001	964	-	-
付与日における公正 な評価単価(円)	-	-	102	201	232	216	169

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成23年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
主な基礎数値及び見積方法

	平成23年 ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	29.6%
予想残存期間 (注) 2	4年6か月
予想配当 (注) 3	20円/株
無リスク利率 (注) 4	0.33%

(注) 1. 4年6か月間(平成19年2月から平成23年8月まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 過去に実施したストック・オプションの権利行使実績から合理的に見積ることは困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3. 平成23年3月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	4,430百万円	5,110百万円
賞与引当金	1,872	1,748
未払販売奨励金	1,271	1,089
投資有価証券等	1,187	1,066
固定資産減損損失	1,114	1,053
固定資産未実現損益	1,021	1,020
修繕引当金	636	527
たな卸資産	560	496
未払事業税	437	432
減価償却費	592	318
たな卸資産未実現損益	237	266
その他	2,387	2,437
繰延税金資産小計	15,750	15,569
繰延税金負債との相殺	4,049	4,584
繰延税金資産の純額	11,701	10,985
評価性引当額	2,758	2,455
繰延税金資産合計	8,943	8,529
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	12,553	12,629
固定資産圧縮積立金	2,603	2,336
退職給付信託返還有価証券	-	1,118
その他	264	317
繰延税金負債小計	15,421	16,402
繰延税金資産との相殺	4,049	4,584
繰延税金資産の純額	11,372	11,818

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度(平成23年3月31日)及び当連結会計年度(平成24年3月31日)については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)による法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税に伴い、当連結会計年度末における一時差異等のうち、平成27年3月末までに解消が予定されるものには37.9%、平成27年4月以降に解消が予定されるものには35.5%を適用しております。この税率の変更により、当連結会計年度末の繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が991百万円減少し、当連結会計年度に費用計上された法人税等調整額が822百万円増加しております。

(企業結合等関係)

当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

(取得による企業結合)

1. 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取得した議決権比率、取得企業を決定するに至った主な根拠

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

Miller Milling Company, LLC 小麦粉の製造及び販売
Miller Milling Company, LP の会社の資産管理業務
Miller Trading Company, LLC の会社の原料穀物トレーディング業務

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、グループの成長・拡大に向け海外事業の推進を最優先事項と捉え、海外において事業拡大に取り組んでまいりましたが、今般、本取得を通じ、先進国最大の製粉市場である米国に進出することといたしました。

Miller Milling Company, LLCは米国の東部及び西部の消費地に近い地域に2工場を擁し、豊富な経験と優れた技術を有する全米9位()の製粉会社で、パスタ、ベーカリー製品及びトルティーヤの各用途向けの小麦粉を主体に事業を展開しております。当社はMiller Milling Company, LLCの既存の事業基盤に加え、当社グループの製粉事業の強みである卓越した開発力・技術力、安定した品質の小麦粉供給力等を生かし、新たな市場を開拓することにより、更なる事業の拡大を図る方針であります。

また、当社グループは既に北米において、カナダ・プリティッシュコロンビア州のロジャーズ・フーズ社(小麦粉、プレミックスの製造・販売)等を展開しておりますが、本取得を通じ、新たに米国で製粉事業を展開することによりグループでシナジーを発揮し、北米における事業拡大を加速することができると確信しております。

なお、本取得により、日本にとって最大の小麦供給国である米国で実際のビジネスを通じて小麦関連情報を直接入手できること、及び原料小麦が自由に取引されている米国において小麦・小麦粉ビジネスに本格的に取り組むことができることは、今後グローバルな市場で製粉事業の展開を目指している当社にとって、非常に有意義であると考えております。

()「Grain & Milling Annual 2011」(出版元：Sosland Publishing Co.)による

(3) 企業結合日

平成24年3月20日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする持分取得

(5) 結合後企業の名称

Miller Milling Company, LLC
Miller Milling Company, LP
Miller Trading Company, LLC

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社グループが現金を対価として被取得企業の全持分を取得したためであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成23年12月31日の貸借対照表を、平成24年3月の株式取得日までの重要な取引に関する調整を行った上で、連結しております。

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	10,164百万円
取得に直接要した費用	558
取得原価	10,722

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

8,947百万円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力の合理的な見積りにより発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間で均等償却

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳

流動資産	4,404百万円
固定資産	2,482
資産合計	6,886
流動負債	3,528
固定負債	1,582
負債合計	5,111

(注) 資産及び負債の額には、上記4.(1)「のれん」は含めておりません。

6. 取得原価の配分

当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	17,789百万円
当期純利益	148

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び当期純利益と当社の連結損益計算書における売上高及び当期純利益との差額を影響の概算額としております。なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメント及びその他の事業は、分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループでは、持株会社である当社が、製品・サービス別に区分した「製粉」「食品」、及びその他の事業ごとに、グループ戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

したがって、当社グループでは、「製粉」「食品」の2つを報告セグメントとしております。各報告セグメントの主要製品は、以下のとおりであります。

製粉.....小麦粉、ふすま

食品.....プレミックス、家庭用小麦粉、パスタ、パスタソース、冷凍食品、チルド食品、
製菓・製パン用資材、生化学製品、ライフサイエンス事業、健康食品

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。事業セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結財務諸表 計上額(注3)
	製粉	食品	計				
売上高							
外部顧客への売上高	161,370	224,725	386,095	38,060	424,156	-	424,156
セグメント間の内部 売上高又は振替高	18,868	485	19,354	2,990	22,345	22,345	-
計	180,239	225,211	405,450	41,051	446,501	22,345	424,156
セグメント利益	10,810	11,848	22,659	2,387	25,046	288	25,335
セグメント資産	117,592	132,920	250,512	56,544	307,057	82,361	389,418
その他の項目							
減価償却費	6,881	5,530	12,411	1,568	13,979	298	13,681
持分法適用会社への投資額	1,609	177	1,787	14,262	16,049	-	16,049
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	6,026	6,972	12,999	953	13,953	348	13,605

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ペットフード、エンジニアリング、メッシュクロス、荷役・保管事業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去等であります。

セグメント資産の調整額は、全社資産(90,701百万円)等であり、主に余資運用資金(現金及び預金、有価証券)及び投資有価証券であります。

3 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結財務諸表 計上額(注3)
	製粉	食品	計				
売上高							
外部顧客への売上高	172,024	227,586	399,611	42,351	441,963	-	441,963
セグメント間の内部 売上高又は振替高	19,380	455	19,835	4,286	24,121	24,121	-
計	191,405	228,041	419,447	46,637	466,084	24,121	441,963
セグメント利益	8,000	11,865	19,865	3,305	23,171	57	23,113
セグメント資産	141,190	140,323	281,513	64,410	345,923	86,032	431,956
その他の項目							
減価償却費	6,488	5,673	12,162	1,794	13,956	319	13,636
持分法適用会社への投資額	1,702	204	1,906	13,895	15,802	-	15,802
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	5,704	7,825	13,530	1,431	14,961	352	14,608

- (注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ペットフード、エンジニアリング、メッシュクロス、荷役・保管事業等を含んでおります。
- 2 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去等であります。
セグメント資産の調整額は、全社資産（96,764百万円）等であり、主に余資運用資金（現金及び預金、有価証券）及び投資有価証券であります。
- 3 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）

1. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
三菱商事(株)	58,916	製粉・食品・その他

当連結会計年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

1. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
三菱商事(株)	60,372	製粉・食品・その他

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	食品
減損損失	3,090

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

記載すべき事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

記載すべき事項はありません。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	製粉	その他	合計
当期償却額	-	24	24
当期末残高	8,947	97	9,044

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社の連結子会社であるオリエンタル酵母工業㈱（「食品」セグメント）及び㈱NBCメッシュテック（「その他」のセグメント）を100%子会社としたことに伴い、負ののれん発生益を計上しております。当該事象による負ののれん発生益の計上額は、「食品」セグメントにかかるものが175百万円、「その他」のセグメントにかかるものが2,467百万円であります。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

記載すべき事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
関連当事者との取引及び親会社又は重要な関連会社に関する注記
記載すべき事項はありません。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
関連当事者との取引及び親会社又は重要な関連会社に関する注記
記載すべき事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
1株当たり純資産額	1,121円98銭	1,172円72銭
1株当たり当期純利益	57円09銭	53円63銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	57円09銭	-

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎

	前連結会計年度 (平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (平成24年 3月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	285,249	298,798
普通株式に係る純資産額(百万円)	278,799	291,390
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	138	188
少数株主持分	6,311	7,220
普通株式の発行済株式数(株)	251,535,448	251,535,448
普通株式の自己株式数(株)	3,045,423	3,062,310
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	248,490,025	248,473,138

- 2 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
連結損益計算書上の当期純利益(百万円)	14,187	13,326
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	14,187	13,326
普通株式の期中平均株式数(株)	248,497,650	248,482,146
当期純利益調整額(百万円)	-	-
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた 普通株式増加数の主要な内訳(株)		
新株予約権	3,770	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期 純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権 株主総会の決議日 平成17年6月28日 (新株予約権118個) 株主総会の決議日 平成19年6月27日 (新株予約権79個) (新株予約権146個) 株主総会の決議日 平成20年6月26日 (新株予約権88個) (新株予約権178個) 株主総会の決議日 平成21年6月25日 (新株予約権84個) (新株予約権172個) 株主総会の決議日 平成22年6月25日 (新株予約権86個) (新株予約権177個) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権 株主総会の決議日 平成16年6月25日 (新株予約権31個) 株主総会の決議日 平成17年6月28日 (新株予約権117個) 株主総会の決議日 平成19年6月27日 (新株予約権79個) (新株予約権146個) 株主総会の決議日 平成20年6月26日 (新株予約権80個) (新株予約権173個) 株主総会の決議日 平成21年6月25日 (新株予約権84個) (新株予約権172個) 株主総会の決議日 平成22年6月25日 (新株予約権86個) (新株予約権177個) 株主総会の決議日 平成23年6月28日 (新株予約権93個) (新株予約権258個)

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、この変更による影響はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,760	5,001	1.8668	
1年以内に返済予定の長期借入金	106	812	3.0753	
1年以内に返済予定のリース債務	395	462		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	145	2,117	2.8017	平成25年～平成39年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	883	675		平成25年～平成30年
その他有利子負債				
合計	4,292	9,068		

(注) 1 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	349	334	1,397	15
リース債務	395	172	83	16

2 平均利率は、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しております。なお、リース債務につきましては、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているため、平均利率の記載を行っておりません。

3 当社グループ(当社及び連結子会社)は、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。

コミットメントライン契約の総額	21,174百万円	
当連結会計年度末借入実行残高	2,224百万円	
当連結会計年度契約手数料	15百万円	(なお、当該金額は営業外費用の「その他」に含めて表示しております。)

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	108,570	214,587	329,627	441,963
税金等調整前四半期(当期) 純利益(百万円)	7,804	11,451	19,256	24,361
四半期(当期)純利益(百万 円)	4,552	6,677	10,905	13,326
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	18円32銭	26円87銭	43円89銭	53円63銭

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	18円32銭	8円55銭	17円02銭	9円74銭

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	24,335	28,610
売掛金	193	218
有価証券	20,999	12,997
前払費用	96	108
繰延税金資産	554	497
未収還付法人税等	2,771	2,448
その他	441	1,131
流動資産合計	49,391	46,012
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	注1 7,719	注1 7,383
構築物（純額）	注1 719	注1 694
機械及び装置（純額）	注1 592	注1 745
車両運搬具（純額）	注1 2	注1 1
工具、器具及び備品（純額）	注1 350	注1 377
土地	12,355	13,915
リース資産（純額）	注1 421	注1 357
建設仮勘定	230	711
有形固定資産合計	22,391	24,187
無形固定資産		
借地権	411	391
ソフトウェア	239	195
リース資産	46	31
その他	63	62
無形固定資産合計	761	680
投資その他の資産		
投資有価証券	37,313	47,297
関係会社株式	115,424	117,536
出資金	317	317
関係会社出資金	532	547
従業員に対する長期貸付金	40	37
関係会社長期貸付金	9,296	17,701
長期前払費用	1,369	368
その他	365	366
貸倒引当金	24	24
投資その他の資産合計	164,636	184,148
固定資産合計	187,789	209,016
資産合計	237,180	255,029

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	3	3
リース債務	162	185
未払金	313	885
未払費用	1,684	1,838
預り金	2,614	注2 3,623
役員賞与引当金	75	70
その他	48	41
流動負債合計	4,902	6,647
固定負債		
長期借入金	36	33
リース債務	305	203
繰延税金負債	9,835	10,608
退職給付引当金	845	4,133
その他	95	60
固定負債合計	11,118	15,039
負債合計	16,020	21,686
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,117	17,117
資本剰余金		
資本準備金	9,500	9,500
その他資本剰余金	3	7
資本剰余金合計	9,503	9,507
利益剰余金		
利益準備金	4,379	4,379
その他利益剰余金		
配当引当積立金	2,000	2,000
固定資産圧縮積立金	1,385	1,969
固定資産圧縮特別勘定積立金	496	171
別途積立金	133,770	140,770
繰越利益剰余金	40,539	41,914
利益剰余金合計	182,571	191,204
自己株式	3,163	3,179
株主資本合計	206,028	214,650
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	14,992	18,503
評価・換算差額等合計	14,992	18,503
新株予約権	138	188
純資産合計	221,159	233,342
負債純資産合計	237,180	255,029

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
営業収益	注1 25,034	注1 22,886
営業費用	注2,3 12,991	注2,3 12,473
営業利益	12,042	10,412
営業外収益		
受取利息	注1 253	注1 275
有価証券利息	31	26
受取配当金	878	1,042
その他	36	42
営業外収益合計	1,198	1,387
営業外費用		
支払利息	5	5
コミットメントフィー	10	10
為替差損	58	43
その他	1	1
営業外費用合計	77	61
経常利益	13,164	11,739
特別利益		
固定資産売却益	注4 1,190	注4 372
退職給付制度改定益	-	2,421
その他	-	19
特別利益合計	1,190	2,812
特別損失		
固定資産除却損	注5 53	注5 36
投資有価証券評価損	1,355	-
震災による損失	38	-
特別損失合計	1,448	36
税引前当期純利益	12,906	14,514
法人税、住民税及び事業税	16	16
法人税等調整額	26	894
法人税等合計	42	910
当期純利益	12,864	13,604

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	17,117	17,117
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	17,117	17,117
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	9,500	9,500
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	9,500	9,500
その他資本剰余金		
当期首残高	2	3
当期変動額		
自己株式の処分	1	3
当期変動額合計	1	3
当期末残高	3	7
資本剰余金合計		
当期首残高	9,502	9,503
当期変動額		
自己株式の処分	1	3
当期変動額合計	1	3
当期末残高	9,503	9,507
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	4,379	4,379
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	4,379	4,379
その他利益剰余金		
配当引当積立金		
当期首残高	2,000	2,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,000	2,000
固定資産圧縮積立金		
当期首残高	1,417	1,385
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の積立	-	613
固定資産圧縮積立金の取崩	32	30
当期変動額合計	32	583
当期末残高	1,385	1,969
固定資産圧縮特別勘定積立金		
当期首残高	-	496
当期変動額		

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立	496	171
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	-	496
当期変動額合計	496	325
当期末残高	496	171
別途積立金		
当期首残高	126,770	133,770
当期変動額		
別途積立金の積立	7,000	7,000
当期変動額合計	7,000	7,000
当期末残高	133,770	140,770
繰越利益剰余金		
当期首残高	40,608	40,539
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の積立	-	613
固定資産圧縮積立金の取崩	32	30
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立	496	171
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	-	496
別途積立金の積立	7,000	7,000
剰余金の配当	5,468	4,971
当期純利益	12,864	13,604
当期変動額合計	68	1,375
当期末残高	40,539	41,914
利益剰余金合計		
当期首残高	175,175	182,571
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の積立	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立	-	-
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	-	-
別途積立金の積立	-	-
剰余金の配当	5,468	4,971
当期純利益	12,864	13,604
当期変動額合計	7,395	8,633
当期末残高	182,571	191,204
自己株式		
当期首残高	3,179	3,163
当期変動額		
自己株式の取得	81	29
自己株式の処分	97	14
当期変動額合計	15	15
当期末残高	3,163	3,179
株主資本合計		
当期首残高	198,616	206,028
当期変動額		
剰余金の配当	5,468	4,971
当期純利益	12,864	13,604

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
自己株式の取得	81	29
自己株式の処分	98	17
当期変動額合計	7,412	8,621
当期末残高	206,028	214,650
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	15,863	14,992
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	871	3,510
当期変動額合計	871	3,510
当期末残高	14,992	18,503
評価・換算差額等合計		
当期首残高	15,863	14,992
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	871	3,510
当期変動額合計	871	3,510
当期末残高	14,992	18,503
新株予約権		
当期首残高	83	138
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	55	49
当期変動額合計	55	49
当期末残高	138	188
純資産合計		
当期首残高	214,563	221,159
当期変動額		
剰余金の配当	5,468	4,971
当期純利益	12,864	13,604
自己株式の取得	81	29
自己株式の処分	98	17
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	815	3,560
当期変動額合計	6,596	12,182
当期末残高	221,159	233,342

【重要な会計方針】

1 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的債券...償却原価法
- (2) 子会社株式及び関連会社株式...移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券

時価のあるもの

...期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

...移動平均法による原価法

2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法...時価法

3 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産(リース資産を除く).....定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

- (2) 無形固定資産(リース資産を除く).....定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」(平成19年3月30日改正)の適用初年度開始前(平成20年3月31日以前)の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

4 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

金銭債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

- (3) 退職給付引当金

従業員及び既退職の年金受給者の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務年数による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(追加情報)

当社は、従来、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けておりましたが、平成23年10月1日付で、退職一時金制度、確定拠出年金制度及び既退職の年金受給者を対象とする確定給付企業年金制度へ移行しております。

5 ヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計は、繰延ヘッジ処理によっております。但し、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。
- (2) ヘッジ手段
 - ...デリバティブ取引(為替予約取引及び通貨コールオプションの買建取引)
 - ヘッジ対象
 - ...外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
- (3) ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的でのみヘッジ手段を利用する方針であります。
- (4) ヘッジの有効性評価の方法
 - ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、高い有効性があるとみなしております。

6 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日）を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、この変更による影響はありません。

【追加情報】

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産減価償却累計額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
	15,940百万円	16,734百万円

2 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
預り金	2,277百万円	3,234百万円

3 保証債務

従業員の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
	123百万円	83百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との主な取引は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
営業収益	24,877百万円	22,726百万円
受取利息	160	220

2 研究開発費の総額

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
営業費用に含まれる研究開発費	1,923百万円	2,084百万円

3 営業費用のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

なお、営業費用はすべて一般管理費であります。

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
給料	1,682百万円	1,767百万円
賞与及び手当	1,465	1,439
退職給付費用	271	337
調査研究費	2,094	2,281
広告宣伝費	1,849	1,685
賃借料	1,049	1,042
減価償却費	802	772
支払手数料	1,024	776
その他	2,751	2,371

4 固定資産売却益

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)及び当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

主として土地の売却益であります。

5 固定資産除却損

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)及び当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

主として建物、機械及び装置等の除却損であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	2,992	77	91	2,978

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加株式数の内訳

単元未満株式の買取りによる増加 77千株

2. 普通株式の自己株式の減少株式数の内訳

単元未満株式の売却による減少 10千株

ストック・オプションの権利行使による減少 81千株

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	2,978	30	13	2,995

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加株式数の内訳

単元未満株式の買取りによる増加 30千株

2. 普通株式の自己株式の減少株式数の内訳

単元未満株式の売却による減少 4千株

ストック・オプションの権利行使による減少 9千株

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、情報システム機器(工具、器具及び備品)であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き適用しており、その内容は次のとおりであります。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	前事業年度 (平成23年3月31日)		
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
車両運搬具	3	3	0
工具、器具及び備品	186	134	52
その他	19	13	6
合計	209	151	58

	当事業年度 (平成24年3月31日)		
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
車両運搬具	3	3	
工具、器具及び備品	129	99	30
その他	19	17	2
合計	152	120	32

未経過リース料期末残高相当額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	26百万円	17百万円
1年超	32	14
合計	58	32

なお、取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。

支払リース料及び減価償却費相当額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
支払リース料	38百万円	26百万円
減価償却費相当額	38	26

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借主側)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	百万円	13百万円
1年超		36
合計		50

(貸主側)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	49百万円	45百万円
1年超	623	517
合計	673	562

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成23年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	200	152	47
合計	200	152	47

当事業年度(平成24年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	200	168	32
合計	200	168	32

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
子会社株式	109,387	111,500
関連会社株式	5,835	5,835

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれ、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。従って、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,314百万円	1,345百万円
投資有価証券等	680	595
賞与引当金	241	221
その他	706	826
繰延税金資産小計	2,943	2,988
繰延税金負債との相殺	1,698	1,887
繰延税金資産の純額	1,244	1,100
評価性引当額	690	603
繰延税金資産合計	554	497
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	10,247	10,184
固定資産圧縮積立金等	1,286	1,193
退職給付信託返還有価証券	-	1,118
繰延税金負債小計	11,534	12,496
繰延税金資産との相殺	1,698	1,887
繰延税金負債の純額	9,835	10,608

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.6%	40.6%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	45.5	34.9
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	0.6
評価性引当額	4.2	0.0
税率変更による影響	-	0.1
その他	0.3	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.3	6.3

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)による法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税に伴い、当事業年度末における一時差異等のうち、平成27年3月末までに解消が予定されるものには37.9%、平成27年4月以降に解消が予定されるものには35.5%を適用しております。

この税率の変更により、当事業年度末の繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が1,480百万円減少し、当事業年度に費用計上された法人税等調整額が17百万円減少しております。

(企業結合等関係)

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

(取得による企業結合)

連結財務諸表の注記事項(企業結合等関係)における記載内容と同一であるため、記載していません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
1株当たり純資産額	889円22銭	938円09銭
1株当たり当期純利益	51円75銭	54円74銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	51円75銭	-

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎

	前事業年度 (平成23年 3月31日)	当事業年度 (平成24年 3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	221,159	233,342
普通株式に係る純資産額(百万円)	221,021	233,154
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	138	188
普通株式の発行済株式数(株)	251,535,448	251,535,448
普通株式の自己株式数(株)	2,978,265	2,995,152
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	248,557,183	248,540,296

- 2 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
損益計算書上の当期純利益(百万円)	12,864	13,604
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	12,864	13,604
普通株式の期中平均株式数(株)	248,564,808	248,549,304
当期純利益調整額(百万円)	-	-
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた 普通株式増加数の主要な内訳(株)		
新株予約権	3,770	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期 純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権 株主総会の決議日 平成17年6月28日 (新株予約権118個) 株主総会の決議日 平成19年6月27日 (新株予約権79個) (新株予約権146個) 株主総会の決議日 平成20年6月26日 (新株予約権88個) (新株予約権178個) 株主総会の決議日 平成21年6月25日 (新株予約権84個) (新株予約権172個) 株主総会の決議日 平成22年6月25日 (新株予約権86個) (新株予約権177個) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権 株主総会の決議日 平成16年6月25日 (新株予約権31個) 株主総会の決議日 平成17年6月28日 (新株予約権117個) 株主総会の決議日 平成19年6月27日 (新株予約権79個) (新株予約権146個) 株主総会の決議日 平成20年6月26日 (新株予約権80個) (新株予約権173個) 株主総会の決議日 平成21年6月25日 (新株予約権84個) (新株予約権172個) 株主総会の決議日 平成22年6月25日 (新株予約権86個) (新株予約権177個) 株主総会の決議日 平成23年6月28日 (新株予約権93個) (新株予約権258個)

(会計方針の変更)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、この変更による影響はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資 有価証券	その他 有価証券	山崎製パン(株)	11,062,343
		三菱商事(株)	3,038,474
		住友商事(株)	4,180,244
		日清食品ホールディングス(株)	1,264,982
		(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	4,727,150
		丸紅(株)	3,135,511
		(株)三井住友フィナンシャルグループ	674,394
		(株)ニチレイ	3,216,500
		ホソカワミクロン(株)	2,500,000
		キョーリン製薬ホールディングス(株)	754,000
		Eurogerm S.A.	634,580
		日本通運(株)	3,208,000
		清水建設(株)	2,947,000
		日清紡ホールディングス(株)	1,139,800
		(株)群馬銀行	1,507,620
		スルガ銀行(株)	833,910
		キッコーマン(株)	660,486
		(株)みずほフィナンシャルグループ	1,000,000
		第十一回第十一種優先株式	
		三井住友トラスト・ホールディングス(株)	1,920,337
		(株)百五銀行	1,360,013
		東武タワースカイツリー(株)	10,000
		(株)博報堂DYホールディングス	73,460
		(株)電通	130,400
		(株)オリエンタルランド	30,000
		(株)阿波銀行	371,865
(株)みずほフィナンシャルグループ	1,311,693		
その他26銘柄	1,484,382		
計		53,177,144	47,297

【債券】

銘柄		券面総額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)	
有価証券	その他 有価証券	国庫短期証券第267回	3,000	2,999
		国庫短期証券第252回	2,000	1,999
		国庫短期証券第264回	2,000	1,999
		国庫短期証券第248回	1,000	999
		国庫短期証券第187回	1,000	999
		国庫短期証券第261回	1,000	999
		国庫短期証券第265回	1,000	999
		国庫短期証券第269回	1,000	999
計		12,000	11,997	

【その他】

種類及び銘柄		投資口数等	貸借対照表計上額(百万円)	
有価証券	その他 有価証券	譲渡性預金	-	1,000
計		-	1,000	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	18,828	132	101	18,859	11,476	457	7,383
構築物	1,584	61	18	1,626	932	84	694
機械及び装置	1,778	372	143	2,006	1,261	165	745
車両運搬具	14	0	0	14	12	1	1
工具、器具及び備品	2,806	252	102	2,955	2,577	210	377
土地	12,355	1,566	5	13,915			13,915
リース資産	734	97		832	474	160	357
建設仮勘定	230	2,907	2,425	711			711
有形固定資産計	38,331	5,389	2,798	40,922	16,734	1,079	24,187
無形固定資産							
借地権	411	9	29	391			391
ソフトウェア	442	32	39	434	238	76	195
リース資産	73			73	42	14	31
その他	81		2	79	17	1	62
無形固定資産計	1,008	41	71	978	298	92	680
長期前払費用	65	9	5	70	56	17	13

(注) 1 建設仮勘定の当期増加額の主なものは、日清製粉㈱の新工場(福岡市中央区)建設のための事業用地取得によるものであります。

2 基礎研究所、Q E センター及び生産技術研究所にかかる減価償却費398百万円は調査研究費に含めて掲記しております。

3 長期前払費用は、前払年金費用(当期末残高354百万円)を除いて記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	24	-	-	-	24
役員賞与引当金	75	70	75	-	70

(2)【主な資産及び負債の内容】

a 資産

現金及び預金

種別		金額(百万円)
現金		-
預金	当座預金	919
	普通預金	690
	定期預金	27,000
	小計	28,610
計		28,610

売掛金

相手先	金額(百万円)	摘要
日清製粉(株)	85	業務受託料他
日清フーズ(株)	83	"
日清エンジニアリング(株)	16	"
その他	34	"
計	218	

売掛金の発生及び回収状況は次のとおりであります。

当期首残高 (百万円) (A)	当期発生高 (百万円) (B)	当期回収高 (百万円) (C)	当期末残高 (百万円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{((A) + (D)) \times \frac{1}{2}}{\frac{(B)}{366}}$
193	11,351	11,326	218	98.1	6.6

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記の当期発生高には消費税等が含まれております。

関係会社株式

銘柄	金額(百万円)
日清製粉(株)	39,026
日清フーズ(株)	22,516
オリエンタル酵母工業(株)	17,430
日清アソシエイツ(株)	12,781
(株)NBCメッシュテック	7,436
その他	18,345
計	117,536

関係会社長期貸付金

相手先	金額(百万円)
日清製粉(株)	14,402
信和開発(株)	1,100
日清ファルマ(株)	808
その他	1,391
計	17,701

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	500株
単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所	(特別口座) 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	-
買取・買増手数料	以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取った単元未満株数又は買増請求株式数で按分した額 100万円以下の金額につき 1.150% 100万円を超え500万円以下の金額につき 0.900% 500万円を超え1,000万円以下の金額につき 0.700% 1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき 0.575% 3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき 0.375% (円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。) 但し、1単元当たりの算定価格が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載いたします。ホームページのアドレスは次のとおりです。 http://www.nisshin.com
株主に対する特典	毎年3月31日現在の株主名簿に記載された500株以上保有の株主に対し、当社グループ会社の製品を贈呈

(注) 1 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式を売り渡すこと(買増し)を請求する権利以外の権利を有しておりません。

2 株主名簿管理人及び特別口座の口座管理期間である中央三井信託銀行株式会社は平成24年4月1日をもって、住友信託銀行株式会社、中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、商号を「三井住友信託銀行株式会社」に変更したため、以下のとおり、商号・住所等が変更となっております。

取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書	事業年度 (第167期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月28日 関東財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書 及びその添付書類			平成23年6月28日 関東財務局長に提出。
(3) 四半期報告書 及び確認書	(第168期第1四半期)	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	平成23年8月10日 関東財務局長に提出。
	(第168期第2四半期)	自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日	平成23年11月11日 関東財務局長に提出。
	(第168期第3四半期)	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日	平成24年2月13日 関東財務局長に提出。
(4) 発行登録書(株券、社 債券等)及びその添付 書類			平成23年6月28日 関東財務局長に提出。
(5) 訂正発行登録書			平成23年6月29日 平成23年7月28日 平成23年8月10日 平成23年8月18日 平成23年11月11日 平成24年2月13日 関東財務局長に提出。
(6) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項 第9号の2(株主総会における議決権行使の結果) の規定に基づく臨時報告書		平成23年6月29日 関東財務局長に提出。
(7) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項 第2号の2(当社取締役に対する新株予約権の発行) の規定に基づく臨時報告書		平成23年7月28日 関東財務局長に提出。
(8) 臨時報告書の 訂正報告書	上記(7)平成23年7月28日提出の臨時報告書(当 社取締役に対する新株予約権の発行)に係る訂正 報告書		平成23年8月18日 関東財務局長に提出。
(9) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項 第2号の2(当社執行役員及び連結子会社の取締 役の一部の者に対する新株予約権の発行)の規定 に基づく臨時報告書		平成23年7月28日 関東財務局長に提出。
(10) 臨時報告書の 訂正報告書	上記(9)平成23年7月28日提出の臨時報告書(当 社執行役員及び連結子会社の取締役の一部の者 に対する新株予約権の発行)に係る訂正報告書		平成23年8月18日 関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月27日

株式会社 日清製粉グループ本社
取締役社長 大枝宏之殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 星野正司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 會田将之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 根本知香

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日清製粉グループ本社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日清製粉グループ本社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社日清製粉グループ本社の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社日清製粉グループ本社が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月27日

株式会社 日清製粉グループ本社
取締役社長 大枝 宏之 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 星野 正 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 會 田 将 之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 根 本 知 香

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日清製粉グループ本社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第168期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日清製粉グループ本社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。